

令和3年第2回飛騨市議会定例会議事日程

令和3年6月15日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案 第71号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案 第72号	飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する 条例について
第4	議案 第73号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第5	議案 第74号	飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
第6	議案 第75号	指定管理者の指定について(上町農産物直売施設)
第7	議案 第76号	令和3年度飛騨市一般会計補正予算(補正第2号)
第8	議案 第77号	令和3年度飛騨市水道事業会計補正予算(補正第1号)
第9		一般質問

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 7 1 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 7 2 号 飛騨市医療・福祉専門職員就職準備貸付金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 7 3 号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 7 4 号 飛騨市介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 7 5 号 指定管理者の指定について（上町農産物直売施設）
- 日程第 7 議案第 7 6 号 令和 3 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
- 日程第 8 議案第 7 7 号 令和 3 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 9 一般質問

○出席議員（13名）

1番	小笠原	美保子
2番	水上	雅廣
3番	谷口	敬信
4番	上ヶ吹	豊孝
5番	井端	浩二
6番	澤	史朗
7番	住田	清美
8番	徳島	純次
9番	前川	文博
10番	野村	勝憲
11番	籠山	恵美子
12番	高原	邦子
13番	葛谷	寛徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都	竹	淳	也
副市長	湯	之	明	宏
教育長	沖	畑	康	子
総務部長	泉	原	利	匡
企画部長	谷	尻	孝	之
市民福祉部長	藤	井	弘	史
商工観光部長	畑	上	あづ	さ
基盤整備部長	森		英	樹
農林部長	野	村	久	徳
環境水道部長	横	山	裕	和
教育委員会事務局長	野	村	賢	一
危機管理監	坂	田	治	民

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	岡	田	浩	和
書記	赤	谷	真	依

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (澤史朗)

皆さんおはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (澤史朗)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番、徳島議員、9番、前川議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第71号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第8 議案第77号 令和3年度飛騨市水道事業特別会計補正予算(補正第1号)

日程第9 一般質問

◎議長 (澤史朗)

続きまして、日程第2、議案第71号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから、日程第8、議案第77号、令和3年度飛騨市水道事業特別会計補正予算(補正第1号)までの7案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。

7案件の質疑とあわせて、これより日程第9、一般質問を行います。それでは、これより順次発言を許可いたします。最初に4番、上ヶ吹議員。

[4番 上ヶ吹豊孝 登壇]

○4番 (上ヶ吹豊孝)

おはようございます。議長の許可を得ましたので、一般質問をいたします。本日は、2点質問させていただきます。

1つ目、飛騨神岡高等学校の取り組みについて。皆様もご存じのように飛騨神岡高等学校は、平成9年(1997年)に岐阜県立船津高等学校と神岡町立神岡工業高等学校を統合し設置されました。学科改編により、当初募集定員は総合学科160名で、平成10年より定員が120名、平成21年度より現在の定員80名となっています。

少子化の影響もあり、過去5年間の入学者数を見ますと、平成29年度は定員80名に対して80名の入学者でしたが、それ以降本年度まで大幅な定員割れが続いています。一方、生徒数が少ない中、クラブ活動では飛騨神岡高校のロボット部は全国大会の(2014年全国大会IRC)ボクシング競技で優勝。IRCは、ロボットコンテストの略

だそうです。また、2004年以来、連続出場し続けていたROBO-ONEで、2021年第38回大会では悲願の優勝を果たしました。この大会は、高校生の大会ではなく、一般企業の技術者、大学生等が主で、高度な大会となっています。また、ロボット部は、ほかにも多くの大会で、好成績を出しています。部活では、野球部、スキー部等実績のあるクラブ活動は盛んに行われ、特に硬式野球部は、飛騨神岡高校設立以来、伝統を守り続け頑張っています。

しかし、現状は入学生徒の減少で部員確保には毎年苦勞をされています。そのため、野球部部長や監督さんは、飛騨地域や県内の中学校に何度も足を運び野球部の勧誘、入学のお願いをされています。ただ、教員をしながらの活動には限界があります。また、現在の熱意ある先生が転校や退職された場合、伝統ある野球部が存続できないのではないかととても心配しています。

私自身も中学、高校、社会人と野球を続けていたので、野球に対する強い思い入れがあります。野球を続けたことで、社会人になってから人との関わりなどで大変いかされたと思っております。

今回、野球部のみならず、入学者数をふやし、活気ある飛騨神岡高校にするため、ぜひ行政の力を発揮していただきたいと思い、質問をいたします。県立高校でもあり、市が関わることが容易ではないことも十分承知の上、質問します。

1点目、飛騨神岡高等学校の支援について。今、継続的な手段を講じなければ、今後、入学生徒の減少に歯止めがかからない状況です。生徒数減少は、高校運営にも大きな影響を与えたいと思います。市長は、飛騨神岡高等学校長との面談で飛騨市にとって大変重要な学校であり、「市立高校」と位置づけ、連携・支援を強化していきたいとお話されています。具体的に、「市立高校」についてどのような思いなのか伺います。

2点目、学生寮の運営について。2018年度よりロボット部に関わる生徒に関しては、県外からの入学が許可されました。しかし、学生寮は土曜日、日曜日を閉寮しています。閉寮は、金曜日の夜から日曜日の夕方までです。理由として、1つ、多感な時期なので週2日程度は家庭に帰り、家族と過ごす時間が必要。2つ目に寮専属の職員はならず、教職員が日常の勤務に加え寮監を担当しているため教職員の勤務の軽減が必要などが主な理由だそうです。飛騨市以外からまた、県外からの入学希望者がいても、毎週末帰宅しなければならないのでは、保護者の負担が大きくて、入学希望者がいないのではないのでしょうか。ロボット部には、年に1件程度、北陸や関東からの問い合わせがあるようですが、認可以来、県外からの入学者はゼロです。市として、生徒や保護者が安心して寮生活を営まれるよう、週末の寮運営に協力できないか伺います。

3つ目、入学生徒募集について。飛騨神岡高校は自然豊かな場所で、高校生活を送るには最高の環境だと思います。高校単独では広報予算も潤沢にあるわけでもないと思われまます。そこで、市は観光事業等でSNSを利用したPR活動を積極的に行っています。その知識、経験、強みを生かし、飛騨地域や県外にも学校のPR活動を積極的に実施で

きないでしょうか。

以上、質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

おはようございます。飛騨神岡高校の支援についてのお尋ねでございます。

私からは、1点目につきまして「市立高校」と申し上げている想いということでお答えを申し上げたいと思います。私は、飛騨市内の吉城高校、飛騨神岡高校の両高校を「市立高校」だと考えていると申し上げているわけですが、その前提として、飛騨市における両校の位置づけについて申し上げておく必要があるかと思えます。

地域における高等学校の存在というのは、地元の子どもたちが地元で学べる学校であるということはもちろんですが、小学校や中学校と同様に、その存在自体が市民にとっての心の支えでありまして、また、町に対する誇りを生み出していると、そのように考えております。だからこそ、学校を守り続けていかなければならない。統廃合の議論というのは、ですから、相当慎重に行わなければいけないというのが私の基本スタンスでございます。そうした中で、私が市長に就任した直後の平成28年3月でございましたが、県教育委員会の外部有識者からなる「岐阜県立高等学校活性化計画策定委員会」というのがございまして、県内の将来的に望ましい学校規模が維持できない可能性のある小規模校に対して、地域と高校がより主体的・積極的に関わることができるような活性化策を講じるべきであると提言が出されたわけでございます。そして、その対象校として飛騨神岡高校と吉城高校の名前が挙げたということでございました。これは当時、廃校になるのかという大きな波紋を広げたことは記憶に新しいところでございまして、その動きを通じて、また、市民の皆さんの反応を通じまして、両校を絶対に死守するというのが市民の皆さんの強い願いであるということをお自身改めて認識をしたということでございました。これは、私自身も当然に同感でございますから両校を今後ともしっかりと存続させていくためには、両校の魅力向上、あるいは、地域連携について市も全力で取り組んでいかなければならないという強い想いをもって、取り組んできたところでございます。

今や市内高校との連携・支援は市政の大きな柱の1つと申し上げても過言ではないということでございます。飛騨神岡高校についての取り組みをいくつか例として挙げますと、例えば、全国的に知られたロボット部がロボット体験会を開催する際のロボット部品の購入支援ということを行っておりますし、スーパーカミオカンデ見学会におけるバス代の支援、また、東京大学宇宙線研究所研究員出前授業にかかる講師の斡旋、台湾交流事業における高校生のホームステイ費用の支援、そして、また、地元フリーペーパーへの学校の紹介記事掲載、高校の魅力を広く伝えるタブロイド紙の作成と新聞折込によ

る広報などこういったことを行っているところでございます。私自身も課題解決能力育成のための授業とか、全校生徒を対象とした人権講話なども担当させていただいているということでございます。こうした取り組みは市が予算を組んで行っているわけでありましてけれども、さまざまな方面から、県内の中でもこれほど自治体と県立高校が深い関係にあるというところはない、他に類を見ないという高いご評価をいただいておりますし、現実には先生方からも他の地域ではこういうことはないという声をいただいているところでございます。

一般には、こうした県立高校の取り組みに対しては、当然県立高校ですから、県が予算を組んで経費を支出するというのが当然であるわけですが、私自身は、両高校は市民にとって「飛騨市の学校」だということであるわけですから、市立高校だとあつたとするならば飛騨市はどうすべきだろうかと、そういった発想で物事を考えるべきだというように考えております。

もし、両校が飛騨市立の学校であつたとすれば、先ほど申し上げたような取り組みの費用は当然市が予算を組んで負担するということでしょうし、そうであるならば、仮に県が予算化できなかった事業があるとすれば、それを市が代わりに予算を組んで実施するというのは自然なことでありますし、これは市民の皆さんからも賛同を得られるものだというふうに信じております。こうした発想を持つことで、もっといろいろな支援ができるのではないか、これがですね、「市立高校」だということの1つの想いでありまして。また、飛騨市が両高校に対して、市立高校だということを標榜することは、先生方やあるいは生徒たちが、飛騨市がこんなに大切に思ってくれているのだというメッセージを受け取ることになりますし、市民の皆さん方も、よりこの学校を大事にしていかななくてはならないという思いを持つことに繋がるのではないかとこのように思っております。これが、私が両校を「市立高校」と呼んでいる所以、想いでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、私のほうからは、②、③について答弁させていただきます。

まず、②の学生寮の運営についてお答えします。飛騨神岡高校に伺ったところ、現在、寮を利用しているのは、23名で、遠いところでは郡上市からの生徒の利用がありますが、県外生徒の利用はなく、議員ご指摘のとおり、土日は閉寮するため、金曜日の夕方には入寮している生徒全員が帰宅するというようなことでございます。

土曜日に部活動や試験がある場合には、顧問の先生や教員が夜勤に就くなど、臨機応変に対応されているようですが、やはり、学校側の思いとしては、15才～17才の子どもたちには、「週末は家族とのふれ合いを大切にしてほしい」ということでした。

現在のところ、学校からは、週末の学生寮運営の必要性や、入学希望者の支障になっているというような旨は伺ってはおりませんが、学校において、年間を通じた学生寮の週末運営が必要だと判断された場合は、ハードルとなります課題の解消対策、例えば、人員や人件費などの支援について、積極的に検討してまいります。

続きまして、③の入学生徒募集についてお答えします。生徒募集の支援は、市内高校支援に向けた施策の中でも重点項目に位置づけており、先ほど市長からの答弁の中で触れさせていただきましたタブロイド紙の新聞折込やフリーペーパーへの掲載を市独自に行っております。こうした取り組みを市町村が自らの費用負担で実施しているのは、県内でもまれな例であると認識しております。

また、その実施に当たっては、毎年もっとほかにやるべき方法がないか検討しているところであり、引き続き、より効果的なPRの手法を研究しながら、積極的に実施していきたいと考えております。

県外や飛騨地域以外への学校PRについては、エリアが広範囲に及ぶこともあり、例えばロボット部や文芸部の俳句など全国クラスの取り組みを効果的に発信し、飛騨神岡高校の魅力伝えていくことを通じて、生徒募集に繋げていく必要があると考えております。

その点では、議員ご指摘のとおり、同校の秀でた取り組みを積極的に市のSNS等で取り上げていくことは大変効果的です。飛騨神岡高校自身も、有志の「飛騨神サポーター」の皆さんも積極的なSNS発信を行っておられますし、これらと連携しながら、市としても高校の魅力情報の発信に積極的に取り組んでまいります。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

先週、神岡町公民館で、少年の主張があつて、山之村の中学生等が来年は小学校の生徒が入ってこない。好きな地元で小学校の生徒が入ってこないということで、やはり山之村のよさをPRして、1人でも2人でも移住してほしいという主張がありました。私もまさしくそれだと思います。要は、今の言われたようにタブロイド紙とかパンフレットを配布していますが、やはり魅力のある紹介するにはやっぱり動画サイトを利用したPRが必要かなと。やはりそういったパンフレットとかリーフレットはどうしてもいいところばかりをうつすんですけど、やはり飛騨神岡は、ちょっと高台にあつて、冬は雪が多い。そういったことも含めてのPR。中にはやはり県外の生徒さんが希望するときにやはりいいところばかりじゃなくて、こういったところに住んでみたいとか、もっと幅広いPRが必要だと思うんですが、そのへん、今検討されるということだったんですが、もっと前向きに何か計画とかは今、1週間ほど前にこれを提出したのですが、計画はあるのでしょうか。お聞かせください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

今、手元のほうにですね、そういった計画という決まりきったものはありませんが、先日の日曜日にですね、たしか、うちのほうの神岡の流葉のですね、キャンプ場のPRのほう今、SNSのほうで発信させていただいたんですけども。その中でですね、例えば、おっしゃられた動画ですね、いわゆるドローンで撮影した流葉の風景が出ておりました。非常にすばらしい動画でございました。今後ですね、やはりそういったドローンとかですね、そういったものも使いながら、また神岡のまちをですね、空撮しながら、またこういったPRのときにですね、ぜひ活用していきたいということを考えておりますので、お願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

はい、お願いします。やはり動画を使うということは、大変いろいろな面で見られるので、ぜひドローンの撮影を、例えば、飛騨市のケーブルテレビなどを使ってPRしてほしいと思います。それと今の学校では聞きますと、年1回、そういった希望者の学校1日体験ですかね。そういったことをやってみえるらしいんですが、やはり今、このロボット部に関しては県外からも募集しているということなので、その1日の体験じゃなくて、やっぱり寮生活を体験していただいたり、飛騨市全体を散策していくような、そういった補助費を飛騨市で出していただけないかという思いがあるのですが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

今ほど議員おっしゃってみえたことをですね、一度また飛騨神岡高校のほうとも議論しながらそういったニーズがあればですね、検討していきたいと思っておりますのでお願いいたします。

○4番（上ヶ吹豊孝）

あとですね、今、飛騨市には中学校が3校あるんですが、調べますと、飛騨市から出て行く生徒が半数以上みえるんですね。私は、中学生が自分の将来を見据えて飛騨市以外の高校へ行くことは、何も問題ないと思っています。ただ、逆に今度飛騨市へ外から来る生徒が、その半分ぐらいしかいないということで、どうしてもやっぱり絶対数が足りないということだと思っております。そうしたことで、これはやっぱり教育委員会として、生徒は学校を選ぶのは自由ですけれども、どうして飛騨市以外から高校を選ぶのかというそういったリサーチとかはされているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

アンケート等でしっかりしたものは行なっておりませんが、子どもたちの声は聞いて

おります。一番大きいのは、友達を求めたいというのは神岡の子どもたちの大きな声です。ずっと一緒に暮らしておりますので、ほかの友達とも加わりたい。ただ、飛騨神岡高校へ進学した子につきましても、市外からたくさんの友達が来ているときには、とてもよかったという声を聞いております。それから、それぞれの自分の得意分野をいかすために、それにあったスポーツでありますとか、それから学科を選んで進学していったりしております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

そういったことで、半数以上が吉城高校、神岡高校に入らなくて、市外へ行っている。そういったアンケートをとっているのであれば、そういったことを何とかその2校に反映するというにはならないのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

2校の高等学校へ反映をしていくということですね。それにつきましては、私も学校運営協議会の委員でありますし、吉城高校につきましては。それから飛騨神岡高校につきましては、中高一環の学校でございますので、意見を述べる機会がございます。そうしたときにそういった意見を申し上げておりますし、それから学校からもそのような声は校長たちが十分に届けているところでございます。ただ、やはり部活動につきましては、限られたものがございますし、それから学科につきましても、求めるものがほかにあるということはあると思います。

○4番（上ヶ吹豊孝）

あと寮のことなんですが、私ちょっと高山の公立高校にちょっとお聞きしたんですが、高山の公立高校、1校は、寮がありませんでした。2校は寮がありました。1校は、やはり毎週末、閉寮にすると。もう一校は、県外からの生徒が複数みえるので、毎週末閉寮にすると、交通費の保護者の負担が大きくなるので、今は3週に1回の閉寮にしているということで、やはり県外から来られる生徒のためにそういった努力をされているんですね。当然、今、飛騨神岡高校は、県外からロボット部に関しては、入学が許可されていると。ただ、県外から希望者があっても、やはり寮が閉寮で毎週交通費が発生するようでは、とてもやっぱり私は親としてもそれだけの負担はとても負えないというふうに思うんですね。それで、飛騨神岡高校は生徒数が少ないということは教職員も少ないので、恐らく寮監の回っていく順番が多いので、なかなかそれは大変だと思うので、何とかその寮監の資格が私、どういったことで寮監できるかわかりませんが、市として、例えば、教員免許は持っていなければだめだということであれば、例えば、教員の飛騨市には恐らくOB教員の方がたくさんみえるので、そういった何かを協力とかそういった体制はとれないのかを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

この件に関しまして、神岡高校のほうと少しお話しさせていただいたんですけども、やはり、まずもっての資格というのを特になくて、一般の方でもいいということなんですけれど、やはり何かあったときに、やはりその責任の所在ということがあるそうで、やはりそういった意味では、やっぱり学校の先生がふさわしいとか適しているという話は聞いております。今のところ、やはり先ほどの話じゃないですけど、やはり県外からということがありませんので、今、いわゆるその閉寮ということに関しては、土日についてさせていただいているんですけども、また、もしそこで県外からお見えになるというようなことで、今のいわゆるその負担ということも当然考えられますので、そういったときには、また当然、今の話考えていきたいということを考えています。

○4番（上ヶ吹豊孝）

私は、質問の中で、結局、毎年1件ぐらい県外からの問い合わせがあるということだったんですよ、調べたら。でも、そのお問い合わせのときに、実は毎週2日閉寮にしていますということを言ったら希望者なんか出てこないと思うんですけど。逆に土日も寮をやっているから、ぜひ来てくださいというのが順番じゃないかと思うのですが。そのへんは、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□企画部長（谷尻孝之）

そういったことにつきまして、また高校側とですね、まず高校側がどういったかたちということがありますので、そういった中で市としての支援というようなかたちで考えていきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

やはり私、先ほど市長が合併もよくよくあるようなことを言われたんですが、やはり飛騨市の生徒さんが今、半分、市街から出ている、市外の高校へ行ってみえる。そういったことを少しでも減らせば、まだ、ずっと人口も減っていますから、当然、どこでかそういうことはあるかも知れませんが、今はまだ半分以上が行っているんで、やはりそういった方を1人でも2人でも、また県外からを何人でも引き受けるようなそういった施策をお願いしてこの質問は終わります。

2つ目の質問をさせていただきます。コロナ禍のフレイル対策について。昨年3月ごろより始まった、新型コロナウイルス感染症により私たちの暮らしは大きく変わってしまい、感染対策が欠かせない日々が続いています。特に高齢者は、重症化リスクが高いことから人との接触を避けることが感染予防の基本とされているため、外出を控えがちにしている高齢者は多くみえます。飛騨市もワクチン接種が4月中旬より医療関係者が

ら始まり、随時高齢者接種が進められています。

しかし、現在のところ、ワクチン接種がいつ終わるのか、いつころ収束するのか。また最近では、変異ウイルス増加が懸念される状況です。そうしたコロナ禍の中で高齢者のフレイルが進んでいるのではないかと心配されています。高齢者のフレイルとは、要介護に至る手前の状態で、筋肉などの身体機能や認知機能が低下している状態をいいます。予防には、運動、食事、それと社会参加、人との交流、会話だそうです。特に会話をすることは、脳を刺激して認知症の予防になると言われています。

そこで、1年半近く外出自粛により筋肉などの身体機能や認知機能の低下が心配されます。団塊世代の2025年問題と合わせ、新型コロナによるコロナフレイルが懸念されています。今後、フレイルの進行で介護施設入所者がふえ、介護施設崩壊も心配しています。そのようなことのないように対策が必要と感じ、取り組みについて質問いたします。

1つ、高齢者のフレイル対策と取り組みについて。1年半近く外出自粛をしていた高齢者のフレイル防止対策が急務と思います。市ではフレイルチェックなど実施し、フレイル者の人数把握を行っているのでしょうか。また、3月の一般質問の部長答弁の中で飛騨市には独居世帯の高齢者が約1,600人おられるとのことでした。今、コロナ禍の中で普段の取り組み、集団での健康体操や老人会等はできないと思いますが、どのような取り組みをしているか伺います。

2つ目、語らいの場所、井戸端会議の設置。高齢者のフレイル対策の1つとして、人との交流、会話を持つこととあります。コロナ前は、例えば、市民病院の屋外に設置してある長椅子で会話している高齢者を見かけました。ただ今は、コロナの影響で撤去してあります。高齢者は長距離の移動は困難です。コロナ収束後には、生活動線上に語らいの場があれば気楽に集まることができます。各町内の空き家や空き地スペースを利用して井戸端会議場、長椅子一脚程度の設置を設けられないでしょうか。

3つ目、フレイル対策の強化について。本定例会に保健師を確保するための条例改正議案が提出されました。その仕事の中に、フレイル予防も含まれていましたが、保健師の仕事は赤ちゃんから高齢者まで幅広い年齢層の健康を守る仕事をしてみえます。飛騨市は高齢化率が高いので、コロナ収束後のフレイル予防等の専門の人材確保が必要ではないでしょうか。それが今後、介護施設の負担軽減になるのではないかと伺います。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

おはようございます。では、私からまず1点目の高齢者のフレイル対策とその取り組みについてお答えをいたします。

高齢者のフレイル対策につきましては、本年1月に75歳以上の高齢者のみの世帯から介護保険未利用者266名を抽出し、フレイルリスクのある方を簡便に把握することができる「お元気チェックリスト」を送付しました。その結果、91パーセント、243名の方から返信があり、その内、運動・口腔・認知機能及び栄養状態の低下がみられる37名をフレイルハイリスク者として把握をしました。3月には訪問リストを作成、4月から保健師が1軒ずつ訪問し、新たに作成した自助的ケアプランの様式を使用して、対象者がフレイル予防のために行うとよいことをその場で記載してお渡しし、日常生活での意識づけを強めるなどの取り組みを始めております。

また、地域の自主化された体操教室については、感染対策を講じながら実施しているところもありますが、現状は、約3割の教室が活動を自粛されています。このため、自粛生活の中でも自宅や少人数で体操ができるよう、保健師が健康体操動画「おうちでやらないか」を自主制作し、ケーブルテレビやYouTubeで流しており、必要な方にはDVDでお渡しするなど呼びかけを強めています。

また、地域見守り相談員も民生委員と連携し、電話や訪問により、年間、約600世帯の高齢者の方々の生活状況を把握し、心配な家庭については、保健師につなげ個別対応を図っています。

続きまして、2点目、語らいの場所、井戸端会議の設置について、お答えいたします。

高齢者のフレイル予防には、社会参加や人との交流は重要です。市では、高齢者の皆さんが主体になって定期的集まる場を介護予防に資する「通いの場」と捉え、市内で300を超える場をリスト化しています。その内訳は、市で立上げ支援をして自主化した体操教室69カ所をはじめ、社会福祉協議会等が支援している高齢者サロン20カ所、シニアクラブの軽スポーツや趣味等の活動80カ所、その他は公民館サークル、各種習い事の教室等となっています。

議員ご指摘のとおり、井戸端会議など、高齢者の皆さんが気軽に顔なじみの方と話ができる環境も、地域における重要な介護予防資源ですので、発想を広げ、さまざまな場で人と話し、交流することの重要性をさらに啓発してまいります。

ご提案のありました空き家等もよい発想だと思いますが、出かけ慣れた公園や地域の商店等での交流に着目しています。3月に日本郵便株式会社と包括連携協定を締結し、4月より神岡町東茂住郵便局で生活雑貨や非生鮮食品等の販売がされています。局内ではお茶を飲んで休憩できるサロンスペースを設けるなど、地域住民の憩いの場としての活用が始まり、囲碁グループがこのスペースを使い始められたとの話も伺っています。地域の店舗等も顔なじみの皆さんが顔を合わせられる場所として、今後、大いに活用してまいりたいと思います。

続きまして、3点目、フレイル対策の強化について、お答えをいたします。高齢者の介護予防につながるフレイル対策は、まさしく保健師の専門分野であると認識しています。しかし、近年、市の保健師は応募が少ない事態が続いており、その確保策が課題と

なっており、今議会に関連の条例改正案を提案させていただいているところです。また、フレイル対策では保健師の指導のみならず、筋肉を減らさないための栄養摂取指導、自分の歯で食べられるための口腔衛生指導や適切な運動管理等さまざまな知識をわかりやすく伝え、実践いただくことが欠かせません。そのため、管理栄養士や歯科衛生士、理学療法士等の多様な医療専門職の関与や連携も必要となります。

折しも、昨年度から後期高齢者医療保険の保健事業と介護保険の地域支援事業を一体的に実施する取り組みが国から求められています。この中では、データを活用した分析により、ハイリスク者への個別アプローチと多数の高齢者へのポピュレーションアプローチについて、医療専門職との連携により進めることとされており、保健師と市内の医療機関の専門職が連携し、より専門的で効果的なアプローチをするよう動き始めたところです。こうした多職種の専門知識をいかしながら、介護予防をさまざまなアプローチで積極的に進めて重度化を防ぎ、今後も市内の介護サービス提供体制が適切に維持されるようつなげてまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○4番（上ヶ吹豊孝）

部長の説明ありました、茂住郵便局で日本郵政と包括連携協定の内容などは、私は、本当はこういったことを言いたかったんですよね。やっぱりこういった地域にこういった場所があって、本当はお年寄りが集まってお茶を飲んで世間話をする、そういったことができれば一番いいと思うんですが、なかなか今、空き家スペースが開放されてもやっぱり誰か管理する人がいないとちょっと心配なんですけど、こういったところを数多くふやしてほしいと思います。

それから私、袖川のJAのAコープがあったんですが、2年ほど前に閉店したんですが、地域の方から実は、あそこはお年寄りが買い物も目的なんやけども、年寄りの語るための場所やったんだと。あれがなくなったもので、袖川のお年寄りはお外に出なくなったということで、何とか今まだJAの建物があるんですが、あそこを開放するように何か頑張ってくれないかという言葉聞いたんですね。そうしたら今通ってみたら、椅子1客だけが置いてあるんですが、やっぱりなかなかちょっと店もないのにちょっと集まりにくいかなと思うので、ぜひそういった取り組みを、茂住はたまたま小さなまちで郵便局があるんですけど、そういった郵便局もない、空き家はあるけど今閉まっている。そういったことで、何とか解放するようにしてほしいです。

あと、今、フレイルチェックを266名の方をピックアップしたというお話だったんですが、フレイルというのは、健康な人、要介護の人、その中間というふうに謳われているんですが、このフレイルの人は、その対策予防すれば健康なほうへシフトできるということなんです。ただ、今まで私も経験あるんですが、親がちょっと会話がおかしいとか食欲がないという、初めてそこで、保健センターとかに電話して来ていただいている。チェックする。これはもうフレイルを飛び越えて要介護とかそういったところの

相談なんですよ。だから今、フレイルは、その要介護に行く前の予防なので、私、260名じゃなくて、極端な話、今は見ますと、70歳からもうフレイルになるというふうに言われているので、70歳以上にアンケートをとってみれば、今、見ますと、十何項目、言われたように運動と食事と社会参加でした、その3つの11項目が基準らしいので、それはぜひ全世帯に配布して、まずフレイル者の把握をしたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

お答えいたします。先ほど申し上げました、介護保険未利用者、266名につきましては、まだあの利用にいたっていない方ということでございまして、介護保険利用の方につきましては、しっかりと計画が立てられていて、ケアマネージャーが随時チェックというか把握をさせていただいておりますので、これらの方については、今の漏れているというか、ちょっと見なければいけないところは、未利用者の260名の方ということっております。

それから75歳以下のお話、70歳という話もございましたが、先ほどのお話をいたしました「お元気チェックリスト」ですね、これ、25項目くらいからの質問でチェックをしていくというようなものになっております。これを活用してですね、今ご提案がございました70歳以上の方々にもですね、チェックをしていただくようなことができないかどうかということは検討してまいりたいということを思っております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

保健師、ケアマネージャーの方がやられるんだと思うんですが、その独居世帯が1,600人プラス家族と過ごしている高齢者もいると思うんですが、そうするとかなりの人数になりますよね。それで、保健師の方は、さっき私が言ったように赤ちゃんからお年寄りまで面倒みられている。その合間にそのアンケートをとった場合のチェックというのは、時間が経って、もう解決できないと思うんですが、もう少し、例えば、民生委員だとか、支援員なんかたしかみえると思うのですが、そういったところに広げて。これ、やっぱり高齢者のそのリスクというのは、相当早く進むと思うんですよ。だからそのアンケートというのは、半年ぐらいかかりますよね。そのへんの体制強化というのは、何かお考えですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

日ごろからですね、民生委員さん、それから社会福祉協議会もそうですし、それから市のほうに設置しております地域見守り支援員、そういった方々と連携して情報把握に努めておりますし、支援が必要な方につきましては、ある程度把握ができていくという

ことで、今、思っているところでございます。

○4番（上ヶ吹豊孝）

わかればなんですが、今はコロナ禍で1年半くらい自粛しているんですが、実際、コロナ前と今と介護施設の入所者は、ふえているのか。ふえていないのか。そのへん、もしわかればお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

すいません。今、手元にですね、数字を持っておりませんものですからちょっとわかりかねますけれども、昨年度の介護保険の事業計画を策定いたしましたときにですね、近年の傾向といたしまして、令和2年度分も入っているんですけども、要介護の方々というのは減っている傾向にありまして、ただし、一方で要支援の方がふえてきているということでの数字は記憶をしております。

○4番（上ヶ吹豊孝）

要支援の方がふえているということは、要介護に近いということで、私は、数年前までは飛騨市、特に私は神岡しか勉強不足なんですが、かなり入所者が多くて、例えば、いつときは、100人待ちとかそういった時期があったんですが、今、飛騨市、例えば、その周辺の高山、上宝にもそういった施設があるので、あまり何人待ちという情報は無いんですけども、今、コロナ禍の中で、もう1年半、ひよつとすると、2年近く自粛ということで。今、部長が言われたように要介護の人は減っているけども要支援、これが1年経ったら、また一気に要介護の方がふえるような気がして心配なので、何とかそういったフレイルの方を健康のほうに戻すようなそういった取り組みをお願いして質問を終わります。

〔4番 上ヶ吹豊孝 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、4番、上ヶ吹議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで暫時休憩といたします。再開を午前10時55分といたします。

（ 休憩 午前10時51分 再開 午前10時55分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

9番、前川議員。

〔9番 前川文博 登壇〕

○9番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、一般質問をはじめさせていただきます。

先ほどの上ヶ吹議員の寮の話はうちも2人とも寮に入ったりしておりましたので、非常にやってほしいなという思いを持って聞いておりましたので、またお願いしたいなということだけ伝えさせていただきます。

それでは今回4点ありますので、順に行います。

1番目、今後の水道料金についてお伺いいたします。3つあります。来年度料金値上げがありますが、どれくらいの率なのかということ。2つ目、口径別の基本料金というふうになりますが、13mmと20mmの料金が一緒というのは、どうしてですか。3点目、5年後、10年後、30年後の料金値上げの見込み、この3点お伺いいたします。

平成29年12月の一般質問で飛騨市の水道料金の値上げについて質問いたしました。平成30年度からの10年間、水道事業経営戦略を策定し、今後10年間で令和2年、令和7年に20パーセントの料金値上げを2回行い、1.44倍、30年後には2.3倍にまで上がる予想との答弁でした。

先般、水道料金の改定について、予定より2年先送りした令和4年度からの料金値上げの概要説明がありました。20パーセントの値上げまではいかず、値上げ幅が小さくなったことは歓迎をいたします。しかし、5年ごとの小さな見直し、10年ごとの全体的な見直しについては触れられていませんでした。今回の値上げ幅が小さくなるようですが、将来的な課題は残っていると考えられます。

そこで3点です。

1番目、来年度の料金値上げの幅はどれくらいか。平成29年12月、今から3年半前には20パーセントの料金値上げが必要との答弁でした。今回の値上げは平均でどれくらいになるのか。また、家庭用と事業用では値上げ幅に違いがあるのかお答えください。

2点目、口径別の基本料金が13mmと20mm同額なのはなぜかということです。飛騨市が合併した当初は、旧町村によって口径別料金体系と現状の料金体系の2本立てでしたが、その後現在の料金体系となりました。

今回の料金改定により県内の32市町が採用している口径別料金体系に変わります。自治体によっては用途別と口径別の両方を取り入れているところもあります。水道の加入金は口径ごとに違います。13mmと20mmの口径別基本料金も多少差をつけるべきではないかと考えられますがどのような考えで同額としたのかお答えください。

3点目、5年後、10年後、30年後の水道料金はどれくらいの値上げになるのかということです。全国で水道料金の値上げについて取り上げられています。今回は、令和

4年度に予定している値上げの説明でしたが、この後、水道事業経営戦略がある令和9年度までの見込み、5年後、10年後、30年後と料金の値上げについての考えをお聞きいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 横山裕和 登壇〕

□環境水道部長（横山裕和）

おはようございます。

お尋ねのありました今後の水道料金について、1点目から3点目まで関連がございますので、まとめてお答えいたします。その前に水道料金の改定について、市の考えを説明させていただきたいと思えます。

今回、市では令和4年度からの料金改定の方針を固めたところです。これは平成29年度に策定した飛騨市水道事業経営戦略で示した方針に従ったもので、今後の人口減少による水道料金の減少と、老朽化が進む水道施設の更新や耐震化を計画的に進めるための費用を安定的に確保するための対策です。

この計画では、令和2年度と令和7年度に20パーセントずつの値上げが必要であるとしておりましたが、料金収入が計画値に比べ若干上振れ傾向であったことから、ギリギリまで使用者の皆様の負担をふやさないよう、改定を2年間繰り延べしてきたところです。

しかし、これ以上料金改定を遅らせれば将来の施設維持に大きな支障を来す状態となったことから、やむを得ず今回値上げに踏み切らざるを得ないこととなりました。

その内容の検討にあたっては、市民の皆さま、とりわけ単身高齢者や年金生活者など、所得が少なく、暮らしに影響が出る方々への負担を極力抑制することを最も重視し、各種の見直しを行ったところです。

そのポイントといたしましては、1点目は超過料金の値上げとともに、一般料金の基本料金で口径別を採用した料金体系に移行することです。

これまで飛騨市では、口径に関わらず同一の基本料金としておりますが、県内ではほとんどの自治体が口径別の体系を採用しております。これは、大口径の利用者は一度に大量の水の使用が可能であり、その分多額の設備投資や維持管理が必要となるため、小口径のものに比べて多く負担すべきという考え方によるもので、市も同様の仕組みを導入したいと考えております。

2点目は、口径別を採用し基本料金に差をつけることによって、一般家庭の基本料金を据え置くようにすることです。これは概ね基本料金内で収まる高齢者世帯や年金生活者世帯などへの値上げの影響を抑える効果を狙ったものです。

3点目は、大口径を使用している事業者などに対する負担軽減です。口径別の料金を採用することで大口径の事業者の料金が大きく上がることとなりますので、急激な上昇

を抑えるために経過措置を講じることとし、口径25mm以上については、基本料金の増額相当分を改定後の1年間は半額に減額することで、負担軽減を図りたいと考えております。

以上を踏まえて、ご質問にお答えいたします。

まず、1点目の来年度の料金値上げ幅については、全体での平均値上げ率は約16パーセントとなります。

一般家庭では、基本料金を据え置きますので、10立米までは現在と変わりませんが、平均的な家庭の使用料では13パーセント程度の値上げになると見込まれます。

事業用については、市内事業所で利用の多い口径25mmと40mmについて申し上げますと、1か月の平均使用水量では25mmで23パーセント、40mmでは25パーセント程度の値上げとなる見込みです。

続いて2点目の口径別の基本料金が13mmと20mmで同額である理由についてお答えします。

今回、13mmと20mmに差をつけることも検討したところですが、今回の料金改定にあたっては、一般家庭の負担を極力ふやさない、特に基本料金内で収まる単身高齢者や年金生活世帯などの負担をふやさないということを重視しました。その中で、13mmと20mmはどちらも、ほとんどが一般家庭ですので、ここの基本料金を同一にすることによって、今申し上げたような多くの高齢者世帯等では料金を据え置くことができます。これが、今回両方を同一料金にした理由です。県内では美濃加茂市や郡上市など4つの自治体で同様の体系となっております。

なお、将来的な料金改定にあたっては、ここに差をつけることも考えられるところであり、その時点で改めて検討したいと考えております。

最後に3点目の、5年後、10年後、30年後の水道料金はどれくらいの値上げになるのかについてお答えします。

経営戦略では、建設改良費を極力抑制しつつも必要な料金収入を得るためには、10年後にはさらに20パーセントの値上げと30年後には2.3倍の水道料金が必要であるとしておりますが、将来的には社会情勢や経済状況、技術の進歩などによっても、この数字は変化してくるものと思います。

このため、経営戦略は毎年の実績を踏まえて検証し、5年ごとに見直しを行い、10年ごとに計画を策定していくこととしております。

その際には、今回と同様に実際の料金収入の状況を見ながら、極力市民の皆様の負担を抑える方向で検討し、料金収入に上振れが見られるなどの場合には実施時期を調整するなど、現実に応じた見直しを行いながら、持続可能な水道事業を運営していきたいと考えております。

今後は来年度の料金改定に向けて、各地区の区長会や住民説明会の開催などを通じて、市民の皆様の理解が得られるように努めてまいります。

〔環境水道部長 横山裕和 着席〕

○9番（前川文博）

答弁いただきました。1番目ですね、平均的には16パーセントの値上げで、前回より4パーセント下がったと。家庭用に関しては、平均での13パーセントなので、7パーセント下げたということで、これは、収入がふえた、また設備の関係の技術革新ということもあってということでもいいんですが、これ事業用が23パーセント、25パーセントということなんですが、これは令和4年の緩和軽減措置のあるときの話ですかね。令和5年以降もこの上昇率でよろしいですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

現在申し上げました数字は、軽減措置を加えない上昇の場合でございます。今ほど申し上げましたとおり、25mm以上の口径で上昇する基本料金の半分を減額した場合は、それから約3パーセントから5パーセント程度、口径によっては大きな口径ではもっと減額になりますけれども、下がってまいります。

○9番（前川文博）

はい、わかりました。令和5年は、この率で上がるということですので、事業者の方の負担が多くなって、一般家庭の方の負担が減るということですので、ちょっと事業所の方にはですね、頑張っていたきたいなというところをちょっと思っております。

それから2点目、13mmと20mmの口径別料金を同じにして、今後検討していく中では、改めて検討することも出てくると、今、話でしたが、私も32の市町、全部調べました。言われた4つですね、郡上市、美濃加茂市、美濃市、恵那市が13mmと20mmは同じか、20mm以下が同じという状況でした。岐阜市が家庭用の小さい口径と事業用ということで、これが口径別料金と用途別の2本立てで行っているというかたちでありましたが、やはり次のときに改めて検討するという話だったのですけれども、飛騨市の中で13mmが6,574件、20mmが2,663件ということで、前回の説明の資料に数字が載っているんですけども、基本、加入料金が違うということは、当然、それだけ水を使う可能性があるということで、13mmを選んだり、大きい20mmを選んでいるわけなんですね。前回説明があったときには、大きい口径を使うということは、当然、設備にもそれなりの負担がかかるので、大口径のほうは、基本料金が上がると。そのかわり、後の従量料金については、一緒にいくという話だったのですけれども、これ、どうですかね。13mmと20mm、これ断面積、ちょっと計算してみたら小数点以下を切り捨てますと、132平方ミリメートルと314平方ミリメートルということで、水の通る面積が2.366倍ぐらいあるんです。これだけ、2倍以上、一気に流れる水が多いということであれば、やっぱりほかの32のうちの4つですから、28の市町はやっぱり13mmと20mmの。一番少ないところは、50円ぐらいでした。

多いところだと、300円とか400円とかありましたが、やっぱり差をつけているということがあるので、加入料金も一緒ということであれば、そういう方針かなということも思うのですが、加入料金に差をつけている以上、今後、これはきっちりと分けていくべきではないかと思いますが、そのへんもう一度どうですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

ただいま加入金のこともご質問いただきましたが、加入金につきましては、従来からの水道利用者とも負担の公平を図る措置として定めているものでございまして、他市におきましても加入金もあり、口径別の料金体系をとっているというところも多ございます。ここにつきましては、関連づけるものでもございませぬけれども、加入金につきましては、今回、そのまま据え置きとさせていただきますして、料金のほうにのみ従量制を採用することで、先ほど申しましたとおり、一般家庭の多くの家庭で料金が上がらないような体系に今回は改訂していきたいと、そういうところを重視していきたいということですので、ご理解いただきたいと思っております。

○9番（前川文博）

たぶんちょっと今、話をごっちゃになったのかなと思うんですけど。基本料金は上げないということですよ。基本料金は13mmと20mmは据え置いて、負担を上げないという話なんですけど、私、言ったのは、新規で加入するときの13mmと20mmは過入金が違うので、そうすると先ほど言ったように水の流れる量も一気に流れるのが2.4倍ぐらいになると。そういうことがあって加入料金とかも全部口径別で決まっていくので、そういうことを踏まえた場合、施設に負担がかかるので大きいほうが高くなるという説明も前回ありましたので、そのへんを踏まえて、13mmと20mm、検討することもあるかもしれないという話でしたが、そのへんどうなのかということでお伺いしますので、お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

おっしゃられておる加入金につきましても口径別を採用しています。こちらは従来の施設をつくったときの関係からこのような差を設けておりますものですが、今回は過入金につきましては、手をつけないということでございますけれども、次回以降の検討にあたりましては、加入金が適正なのかどうかはまたそのときに考えてまいりたいと思っております。

○9番（前川文博）

ちょっとかみ合わないの、いいです。次、加入金のことはいいいんです。今も違うのでそのままでいいんですけど、今後の13mmと20mmの使用量の基本料金について

差をつけていくという考えはお持ちですかということをお答えいただければと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

そうですね、先ほどお答えいたしましたとおり、13mmと20mmにつきましては、今回は従来から飛騨市は口径別を採用していなかったこともありまして、13mm、20mmを据え置くことにしておりますが、次回以降は、ここにつきましては、13mm、20mmにつきましても差をつけるかどうかにつきましてはそのときの情勢を見ながら再度検討してまいりたいと思います。

○9番（前川文博）

それでは、3つ目のほうです。5年ごとに料金の見直しのほうをしていくということでしたが、今、令和4年度は5年目になるんですよ。平成30年から始まりましてから。そうすると、来年度、料金値上げをしたときには、その1年を見て、その先の5年後、令和9年ごろにどれくらい値上げが必要なのか、いいのか。これは、たぶん前のときにもありましたが、建設改良費ですか。あれが、年間2億円ぐらい必要だと。そのうちの6割ぐらいでしたかね、経常的にいる工事で、そうすると、1億2,000万円。残りの8,000万円が突発的な工事ということでした。たしか。ということなので、今、5年ごとに見直しということでしたので、令和4年なり、また令和5年あたには、今後、先の5年間ぐらいの値上げの方向性というのがある程度、示されるということでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□環境水道部長（横山裕和）

現在の経営戦略につきましては、平成30年度から令和9年度までの10年間の計画をお示ししております。その中で令和2年度に値上げを計画しておりましたが、今回お話ししましたように令和4年度に2カ年繰り延べをしております。ということで、これも毎年の現場を見ながら検討した結果でございます。5年ごとに見直しを行いながら10年ごとに計画の策定を行うということですので、大きな計画といたしましては、令和9年度に再度行うということで、毎年の見直しと小さな見直しを行いながらということで、来年度、令和5年度には当初の計画が正しく推移しているのか、小さな見直しを行うというような計画でございます。

○9番（前川文博）

わかりました。それでは、次、大項目2つ目の質問に入ります。

飛騨市公共交通についてお伺いいたします。

1点目、山之村線のデマンド運行拡充をということと、2点目、吉田線の吉田精米所

前～流葉スキー場間をデマンド運行にできないかということです。

全国の過疎地域では公共交通を維持していくのは非常に大変な状況、困難な状況となってきました。数年前からJR北海道は、単独で維持することが困難な路線の廃止が進んできています。JR西日本は、今のコロナ禍の影響も重なり、最近主に日本海側にある在来線の運行本数削減計画が発表されました。地域にはすごい衝撃が走っているところもございます。飛騨市の公共交通もドライバーの確保が厳しいことから、利用率の低い路線の縮小、これをしているのが現状だと思います。乗車人数は少なくともそのバスがなければ病院にも買い物にも行けない方もみえます。先ほどのJR北海道の話なんですけれども、ここは、1日に1人以下の利用者しかいない58の駅が、そのうち8つの駅が2016年3月に駅の廃止となりました。その中の1つの駅なんですけれども、旧白滝、これが駅名なんです、ここに高校に通う女子生徒が1人しか利用していなかった駅でした。最後の定期券利用者が1人利用していた駅でした。このたった1人の生徒が通学に使っているため、卒業するのを待っていて廃止されたかのような駅でした。ちなみにこの駅は学校方面の登校用には、1日1本、朝7時台の列車が止まるのみ。帰宅用には、14時台、16時台、20時台の3本がとまるだけの駅でした。もちろんほかの普通列車も走っていますが、ほかの時間帯は通過をしています。本当にこの1人の生徒のために卒業するまで廃止されなかったのかどうかは、JR北海道は公式に発表していませんので、わかりませんが、地元からの要望でつくられた駅であり、地元の人たちがみんな手づくりでつくった駅、それを最後の1人の乗客を守りたいということで要望をして、ここまで延びたということは、これは全国的にテレビでもこれは放送されましたし、ネットでも海外から賞賛の声が上がった事例でありました。このような心温まる事例もあることを紹介しながら、飛騨市公共交通の2路線について今後の方針と対応についてお伺いいたします。

1つ、山之村線のデマンド運行拡充です。先日、山之村のある地区で話をお伺いしました。「バスがあって病院に行けてありがたい。でもな、雪のないときや雨が降らんかったらいいんだけど、バス停から家まで20分くらい歩かんならん。何とかならんもんかな」と。バス停からその方の自宅までは、約100メートルぐらいの距離です。しかし、両手にそれぞれ多点状、多脚状の4本の足がついた杖をもって、やっとならんで歩いてみえます。介護保険で電動のカートも持ってみえますが、雪道では使うことはできません。雨の日は両手に杖を持っていますので、傘をさすこともできません。雨に濡れて20分ほど歩くこととなります。その地区は2軒の方が居住していて、1軒の方がバスを利用する地区です。手を挙げれば、どこでもバスが止まり、乗降できる区間ですが、路線から100メートルほど家が離れています。山之村線の終点付近など一部では予約があればバス停までデマンド運行している区間もあります。この状況を見たときに、これではここで住み続けることができなくなると感じました。数年前にも山之村線のデマンド運行を提案いたしました。このときは、予約運行にして、本数をふやし、利便性をよくで

きないかという内容でした。今回は、現在のフリー乗降区間においてデマンド運行を行い、ドアＴＯ病院を行う時期になったという思いからさせていただいています。この路線は、乗車人数はそれほど多くない路線です。また、この地区は携帯の電波も届きません。転んで怪我をしても携帯は使えません。雪が降っているときだったらと考えたとき、ドアＴＯ病院の運行体系が必要ではないかと感じました。住民目線の今後ここに住み続けられるよう運行体制にできないかお聞きをいたします。

２点目です。吉田線の吉田精米所前～流葉スキー場間をデマンド運行にできないかということです。前回の改正で吉田線の吉田精米所前～流葉間の本数が、５本から２本へと減便されました。それも運行しているのは、午前中の２本となりました。この区間を利用して、古川方面に出かけていた方から「非常に不便になった」という話を伺いました。以前、猪谷線の休日ダイヤも午前中の便しか運行されなくなり、休日に学校の生徒が富山へ行く場合、自力で帰ることができないと質問させていただき、その対応をしていただき、夕方の便が復活することがありました。内容的には、これと同じことです。吉田線の区間につきましては、神岡営業所経由であれば帰宅することは可能です。しかし、所要時間から見るとかなり延びまして、利便性が落ちてまいります。デマンド運行を行い、対応していくことができないかお伺いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

それでは、１点目の山之村線のデマンド運行の拡充についてお答えします。

現在、山之村線は定時運行を基本に、終点付近では予約があった場合のみ停留所までバス運行する、定時とデマンドを組み合わせた方式を採用しております。市民病院や振興事務所を経由することや、神岡循環乗合タクシーとも接続する利便性から一定のご利用があり、現行の運行形態が地域に定着しているものと認識しております。

議員ご提案のドアｔｏドア型のデマンド式の運行は、予約する方にとっては便利である反面、時刻表どおりの運行ができなくなることから、発車時刻・到着時刻が日によって変わることで、あるいは先約があると利用できないといったデメリットもあり、利用者のご意見も踏まえながら慎重に検討したいと考えております。

なお、議員ご指摘の市民に関する情報につきましては、市としても把握しており、運行事業者立会いのもと５月１４日に現地確認を行いました。その結果、本線から１００メートル程度支線に入った箇所にミーティングポイントを追加することで当事者の方が乗降しやすくなると判断いたしました。ただちに中部運輸支局に確認したところ、軽微な変更であっても市公共交通会議で協議し、関係機関等の承認を得る必要があるとの回答を得たことから、７月開催予定の公共交通会議に諮り、承認が得られ次第、運行を見直すよう準備を進めているところです。

次に、2点目の吉田線の吉田精米所前～流葉スキー場間のデマンド運行についてお答えします。

当該区間は濃飛バスにより運行が行われておりますが、昨年10月の市全域の公共交通の見直しの際に調査を行ったところ、利用実績は1便1人に満たず、運転手の方のお話では、ほとんど利用されていないという状況であったことから、一部の便を除き、運行を廃止したものです。

デマンド式で対応できないかのご提案ですが、流葉スキー場までの間をデマンド化したとしても、事業者路線バスとの時刻の兼ね合いもあり、乗継ぎに相当の待ち時間が生ずることとなります。こうした課題の解決には大幅な運行ダイヤの見直しが必要であり、相当の時間を要することから、早期実現は困難と考えております。

ただし、今回いただいたようなご意見もありますので、今後も乗込み調査を行うなど利用実態と利用者の意向を把握しながら、定期的な見直しを行うとともに、限られた予算の中で利便性と効率性を両立した公共交通の実現に努めてまいります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○9番（前川文博）

今、2点お答えいただきました。デマンド運行はまだできないという話だったのですが、その最初の1点目なんですが、そのポイントを追加してという、今、話だったのですけれども、これは具体的にどのような話になるのですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

ミーティングポイントと、ちょっと説明があれでしたけれども、乗降するポイントという格好でそちらまで降りて、そこで乗降してもらうというのは、バス停ではないのですけれども、今回の区間につきましては、フリー乗車区間ということの中で、そういうことができないかということで相談させてもらったら、そういうことが承認が得られればできるというような回答をいただいたということで、時刻表とかにも影響ありませんし、交通量とも少ないところでございますので、そういう対応をさせていただきたいということで、家の近くまでバスが行くというような格好になろうかと思えます。

○9番（前川文博）

わかりました。要は、家の前のへんまでいくということで、この100メートル歩かなくてもよくなる改正がフリー乗降区間なので、何とか対応でいるというこの理解でよろしいですね。はい、わかりました。ありがとうございますとあまり言いたくないんですが、ありがとうございますということをちょっと言わせていただきながら。これで、本当に携帯が入ればいいのですけれども、私もそこでパッとかけようとしたら「ここは携帯入らないぞ」と言われたりしたものですから。やはりそこは一番心配な部分かなということですので、この件は。吉田線のほうも神岡営業所経由でできますので、それほどまで

ではないのですが、何とかできないものかなということで質問させていただきました。

それでは、3点目のほうに移らせていただきます。神岡地区の消雪装置についてお伺いをさせていただきます。これはもう1つですので、このまま質問に入ります。神岡町川西地区、船津中央地区の工事予定についてお伺いをいたします。神岡町内ではこれまでに川西の一部、船津中央の一部、東町の一部で消雪装置が設置されてきました。基本的に機械除雪が入りにくい場所として設置が進んでおります。古川町では以前から消雪装置の設置が進んでおり、2車線の道路など多くの場所で見られます。高齢化が進み、人口減少も歯止めがかかりませんが、それに伴い、空き家がふえてきて、さらには解体した空き地が神岡の市街地には多くなってきました。両隣と向かいが空き家、または空き地の場所もあります。そこに住んでみえる方は、高齢の1人暮らし、そんな状況も出てまいりました。数年前から神岡地区に消雪装置の追加設置を一般質問で訴えてきております。その都度、工事費がかかり、機械除雪のほうが安くつく、水源の確保の問題もあるような答弁が繰り返されていたと思います。たしかに機械除雪のほうが安上がりなのかもしれません。でも、高齢者の世帯だけの町内では、空き家や空き地などの排雪作業まで手が回らなく、自分の家の前も1人が出入りできる分を除雪するのがやっとの状態のところもあります。安心して暮らせる飛騨市を目指すためには、雪との戦いから目をそらすことはできません。今後の神岡市街地の消雪装置の設置計画についてどのような考えを持っているのかお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、神岡地区の消雪装置についてお答えをいたします。

令和元年9月議会の一般質問において前川議員からのご質問に対し、既存井戸の揚水可能量を再調査し、水量確保が可能であることを前提に、地域の意見を伺いながら優先する路線を検討すると答弁いたしました。これを踏まえ、昨年度、既存井戸3カ所について揚水量調査を実施しました。その結果、それぞれの井戸において計画量以上の水量があることを確認し、新たに延伸可能な距離は、道路幅員5メートルと考えた場合にはおおむね1キロメートルと試算しました。

船津地区内の市道延長7キロメートルに対し、整備済延長は1キロメートルであることから、仮に1キロメートルをさらに追加したとしても全ての路線を賄う水量ではないため、優先する路線の選定は必須となります。このため、今年度、事業実施に向けて、独居高齢者や空き家等の状況、流雪溝の整備状況などの現状の把握と地元の意向を伺いながら優先する路線の選定を進めてまいります。

なお、この調査は個々の井戸単独で行ったものであり、降雪時に同時運転した場合には、地下水位が相互に干渉する可能性があり、揚水可能量は下がることから、延伸可能

な延長もさらに短くなる可能性があります。

また、事業費は概算で1億6,000万円以上の多額の予算が必要であることから、有利な補助事業の活用が不可欠であり、その採択を受けることが前提となります。さらに、設備を延伸する場合には、既設ポンプの能力や送水管の太さなどの検証が必要であり、概略設計から工事着手までには最低でも2年、工事期間は予算が計画どおりついた場合でも最低3年を見込む必要があることを申し添えます。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○9番（前川文博）

答弁いただきました。令和元年にも質問しておりまして、そのような答弁がありました。今、その3カ所の調査というのは、大島のところと北新地ともう1カ所は上のほうですかね。相生とかあちらのほうですね。その3つですね。その3つで1キロメートルほどできるということですので、ぜひ、その水はですね、有効に揚げて使っていただきたいと思います。ただ、現状で今出にくいところもありますので、そちらのほうもやっていただきたいのですけれども。あともう1カ所、川西で花園と千歳の交差点のところですね、あそこで以前、水がでるとい話があつて、掘ろうかという話があつたのですが、その水についてはどのような感じですか。その後調査はないので、前の状況でわからないという感じですかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

新規の井戸を掘るといことだと思ふんですが、まずは既存井戸のですね、どれだけ余剰分があるかといところを把握しまして、その水を活用する方法が最も有効な、効率的なことだと思つております。ですので、当面はですね、既設井戸を中心に検討していくといことで、新規井戸につきましては、今後の課題といことで考えております。ただし、地下水の絶対量といのがですね、決まっております、ポンプ同時運転した場合にはですね、井戸の干渉が必ず起こるといことはありますので、新しく井戸を掘ったからといつて必ずしも効果があるといふふうには考えておりません。新たに上流で掘ればですね、下流側のポンプの水が減少していくとい、そういう可能性もありますので、今後また検討していきたいと考えております。

○9番（前川文博）

わかりました。地下水のことですからどこかで引っ張つてしまえば出なくなるといのもわかります。やってみなければわからないといことですので、とりあえず今まだ余っている水があるといことは、今、ここでわかりましたので、先ほど7キロメートル中、1キロメートルやつて、まだ5キロメートル残るとい話なんですけれども、今、1キロメートルやつている部分であのまちなか、あれだけ入つていますので、もう1キロメートルいけばかなりいいところまでいくのかなといふふうには思つています。もう1

カ所掘ればもっといくのではないかなという気もするんですけども。先ほど、ここで言って、一番には川西地区、中央地区ということを書いているんですけども、大項目が神岡町の消雪装置ということですので。あと、東町にもちょっとあるじゃないですか。あの細いところに。あちらのほうというのは、まだ水は余裕があるとか、そのへんは記憶にありますか。もうあれでいっぱいなのか。水も出ない地域なのか。そのへんというのはどうですかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（森英樹）

東町地区につきましては、過去に井戸のボーリング調査を行っておりまして、たしか3カ所行っておりまして、そのうちの2カ所はですね、全く水が出ない状況でした。東町地区のほうはかなり岩盤が高くて地下水がほとんど出ないというふうに思っております。1カ所、唯一出たところが、市民病院の駐車場付近で出ておりまして、既存の調査では、あの箇所しか出ないのではないかとというふうに考えています。

○9番（前川文博）

はい、わかりました。1億6,000万円ほどかかって2年プラス3年で5年かかるということですので、5年後、6年後ぐらいにはみんな、できるのかなということを引きょう期待しながらたぶん聞いてみえると思いますので、早期に着工して完成することを期待しています。

それでは、4点目、最後の質問に移らせていただきます。

使用料徴収条例について伺いいたします。3つあります。面積に応じた料金設定になっているのか。2つ目、冷暖房料金の設定は統一されているのか。3つ目、最終的に条例の中身はどこが責任を持っているのかということです。

令和元年9月議会で消費税10パーセントへの増税する際、市内の施設の使用料徴収条例が見直されました。総務委員会で審査をした結果、計算ミスなどで四十数カ所に間違いを発見し、修正の上、可決をいたしました。各施設の元の金額、基準額の一覧を作成し、消費税など変更の必要があるときは基準額に対して計算式をあてはめ算出すればいいのではないかと申し上げたところ、今後、検討していく必要がある旨の答弁があったと思っています。今回は、冷暖房料金の設定について問い合わせがあったことから確認をいたしました。中身を見ると、統一されていないということがわかってまいりました。

また、数年前には、施設間の料金体系に不公平があるとのことで面積に応じた単価設定が行われましたが、全ての施設の見直しが行われていないようであります。

そこで1点目です。面積に応じた料金設定になっているのかということです。これは、ことし夢館が指定管理施設から直営施設へと変わりました。指定管理施設は料金の上限は条例で決まっていますが、指定管理者が最終的には料金の設定ができるようになって

おります。ことし、直営施設になったことにより、利用者から夢館はどの部屋も1,040円の料金になっているがおかしくないですかとの意見がありました。たしかに部屋は大きさが違い、どの部屋も1,040円という一律の設定はおかしいです。面積に応じた単価設定をする際、見落とししたのでしょうか。今後、調整をしていく予定はあるのかお伺いいたします。

2点目、冷暖房料金の設定は統一されているか。施設の冷暖房料金は室料の30パーセントとなっていると思っておりました。しかし、中には室料の50パーセントや夢館は室料の100パーセント、1,040円の設定となっています。私もこの点は見落とししていましたが、施設によって冷暖房料金が違うのはどのような理由からなのでしょう。市内の公共施設は、30パーセントと統一するべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

最後3点目です。最終的に条例の中身はどこが責任を持つのかということです。消費税率の変更の際も意見として申し上げました。基準をきちんと作成し、それに基づいて変更していけば間違いが発生する確率は減らせるはずですが、使用料徴収条例は、主に総務部が提出部となります。個別に出てくる場合は、担当部が説明することもあります。中身はそれぞれの担当部が作成したものを総務部がまとめて提案することが多いはずですが。今回のような料金設定の考え方、冷暖房料金の設定金額の違いについては、どこが最終的な確認をして責任をもって条例として提案していくのでしょうか。また、間違いが発見された場合は、どこが責任をもって対応していくのかお答えください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

使用料徴収条例に関する3つのご質問をいただきました。互いに関連がありますので一括して答弁させていただきます。

まず、1点目の面積に応じた料金設定になっているのかとのご質問についてですが、夢館は合併以前の旧神岡町時代から存在する施設であり、合併時に制定された単独条例である「飛騨市夢館条例」において、使用料の額は規定されていませんでした。

その後、市有施設の類型に応じた全体調整を図る中で、平成18年4月1日施行の「飛騨市コミュニティー施設条例」に位置づけた際、あわせて「飛騨市使用料徴収条例」を改正し、各室の使用料及び暖房使用料が1,000円と定められ、その後、2度にわたる消費税率の改定に伴う条例改正を経て、現在の1,040円という金額となったものです。

夢館は、平成29年度の大規模改修により、1階部分を開放的な大広間として改装し、地域住民と研究者との交流や当該地域に学習目的で訪れるスーパーサイエンスハイスクール等の講義会場としても利用されることから、一般的な地区集会所とは異なる料金

設定が必要と考えます。

一方で、旧北部会館を東京大学宇宙線研究所の研究棟として提供して以来、地域の集会所として利用されている側面もあることから、地域住民の利用に際しては、他のコミュニティ施設同様、安価な料金設定も必要と考えられるところです。こうした観点から、2点目のご質問にある冷暖房料金も含めて、見直しを図ってまいりたいと考えております。

次に3点目の使用料徴収条例の責任の所在についてお答えします。

この条例に限らず、例規の制定改廃については、各部からの提案に基づいて行うものですが、飛騨市行政組織規則において「公告式及び条例、規則その他の令達に関すること」は総務部総務課行政係の所掌であることを定めており、最終的な例規の審査・公布・告示等の手続は総務課の責任において行います。

また、例規を整備するうえで市の方針を定めるような場合は、総務課が主導することとなりますし、例規に関して全庁的に調査・調整を要する事案があれば、その都度、総務課で方針を示しながら対応することとなります。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○9番（前川文博）

わかりました。合併前で平成18年にコミュニティ施設に条例で入ったと。そのときに決めたのが、1,000円で、消費税の関係で1,040円にたぶんなっているという流れなんだと思いますけれども。それは平成29年に改装したと。今後、安価な料金設定も必要なので、室料と冷暖房料を見直しを行うという今、回答でしたが、これは来年からですか。早々に行う予定ですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

できるだけ早く行いたいと思っております。

○9番（前川文博）

はい、わかりました。あの、まだ6月にはもう間に合いませんけど、9月も12月もありますので、1年待つ必要もないと思いますので、いろんな使い方がありますから、大学の先ほど言ったような発表の場とか。今、集まれませんが、そういった使い方もあるので、地元の方もそこを使って集会をやるとかありますので、早めに下げさせていただいて、利用のしやすい料金体系をやっていただきたいと思います。それから、冷暖房料、ほかのところは50パーセントとかというところもあったと思うんですが、このへんは全部見直しされていきますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

いま一度、その経緯を調べさせていただいて、その冷暖房につきましては、灯油であったり、電気であったり、重油だったり、いろいろありますもので、そういうことも関係しているのかなということを思っておりますが、経緯調べまして、検討したいというふうに思っております。

○9番（前川文博）

わかりました。見直すということですので、きちんと全部もう一回徹底的に見直してもらって、間違いのないものをつくっていただきたいと思っております。また、夜な夜なエクセルに入れて計算し直さんならんかなということも出てくると困りますので。以前もその元の基準をつくってやっていったほうが、間違いなんじゃないかという話もありましたので、そちらのほうは、ところで、それ、つくってあるんですか。基準額。消費税を抜いたときの元の金額とか。あれというのは、つくられましたか。前の修正したときにそのような話も出たと思うのですが。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

把握して、こういうかたちで料金設定をなさいということで、各課に会議まで開いて通知したんですけれども、それがどうも入力ミスみたいなこととか担当者のほうまで伝わってなかったみたいなことがあったんじゃないかと思っています。今のやつにつきましても、あの元の金額は把握しておりますので、それでやりたいというふうに思っております。

○9番（前川文博）

はい、わかりました。とにかく出してくるものは間違いのないようにということで、それはお願い、要望になりますが、審査のときにあーだこうだとならないようにちゃんとした数字を提出していただければと思います。これで一般質問を終わります。

ありがとうございました。

〔9番 前川文博 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、9番、前川議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時51分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

13番、葛谷議員。

〔13番 葛谷寛徳 登壇〕

○13番（葛谷寛徳）

議長のお許しをいただきましたので、大きく2点について質問をいたします。

まず、1点目の行政のデジタル化による飛騨市の対応についてを伺います。5月12日にデジタル庁の創設や個人情報保護制度の見直しを盛り込んだ、デジタル改革関連法が成立をいたしました。「デジタル社会形成整備法」では、各自治体で異なっている個人情報保護法のルールを統一して、行政手続きでの押印義務を廃止するとしています。

デジタル化の遅れから、昨年、実施された新型コロナウイルス感染対策の1人、10万円の特別定額給付金は、迅速な支給に支障をきたし、行政のデジタル化が進んでいない実態が浮き彫りになりました。

また、行政手続きでの押印は、感染対策となるテレワークの普及を妨げていました。このようなこともありまして、改正が進められ、4月1日より飛騨市はこれまで市民に押印を求めてきた業務の約85パーセントに当たる1,465種類の手続きについて押印不要といたしましたところですが、今後さらに押印不要がふえる可能性があります。

押印や書類提出といった対面での手続きのために、わざわざ市役所の窓口などに足を運ぶ必要がなくなってきました。政府が目指すデジタル行政をIT担当大臣である平井大臣は、一言で言うと、「スマートフォンで、60秒であらゆる手続きをできるようにする」と語っております。関連法の成立によって、希望者は公的な給付金の受取口座とマイナンバーをひもづけられるようになり、口座確認に必要な自治体側の作業が大幅に減り、迅速に受け取る仕組みが可能となってきます。

デジタル改革関連法に基づく「特定公的給付」の第1号として厚生労働省の子育て給付金が指定されたところでございます。

支給事務にマイナンバーを活用できるようになるため、受給申請が不要になるといえます。要件を満たした世帯は、ことしの6月以降に子供1人当たり5万円が支給されます。これからも、次々とこのような制度は迅速化が図られると思います。早ければ、来年、マイナンバーカードを持つ人がスマートフォンに電子証明書機能を搭載して、転出の届け出や介護福祉士や保育士といった社会保障関連の国家資格や戸籍情報をマイナンバーと結びつけて、資格の証明や就業手続きがしやすいようにもなるといわれています。当然、確定申告や年末調整など、スマホ1台で済むこととなります。また、健康保険証や運転免許証との関連付けや交通情報などデータを民間が活用すれば、ビジネスチャンスにもつながるといわれています。もちろん、災害時や相続時の口座確認もやりやすくなります。

国のデジタル化が立ち遅れた原因は、行政機関の「縦割り」が影響し、それぞれがバラバラにシステムを発注し、開発してきたためだと言われております。デジタル化を前提にした業務が根付けば、働き方が大きく変わり、人材確保にもつながってきます。また、公的なデータベースが整えば、民間が新たに活用して付加価値も広がってきます。旧態依然の組織や仕事のありよう、また、規制緩和の取り組み、行政コストの削減など大きく変わってくると思います。

そこで市長に伺います。都竹市長はデジタルに詳しくSNS等を駆使されております。特に最近ではClubhouseやGoogle Meetも活用されていますが、デジタル化社会における飛騨市の関わりと今後の市の行政がどのように変化していくと思われるのかお伺いをいたします。

2つ目にデジタル技術を活用した業務の見直しをする、業務改革が必要になってきます。商工観光部では、市内事業者におけるDX、「デジタルトランスフォーメーション」の推進をメインテーマに掲げて、市内業者がコロナ禍を生き抜くための学びと気づきの機会を提供するとしていますが、行政のデジタル化を進めるためにも、飛騨市としての「デジタルトランスフォーメーション」の推進計画が必要になるのではないのでしょうか。お伺いをいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

行政のデジタル化につきましてのお尋ね、2点ございました。

まず1点目、市の行政がどのように変化していくかというお尋ねでございます。「デジタル化」という流れは2000年ごろから始まったのではないかというふうに記憶をしておりますが、当初はパソコンで文書を作成、管理して、あるいはネットを使って情報発信をしていくと。紙で行われていた行政の活動、さまざまな企業の活動も含めてなのですが、これを電子化していくことが最初のデジタル化であったというふうに思います。これが、現在ではあらゆる社会・経済活動や身の回りのデバイスがインターネットを介した仕組みにシフトするという中で、パソコンやスマホであらゆることが完結することを目指す段階にまで来たのではないかと考えています。

恐らく行政におきましても、必要な手続きを職員が対面で行うことは少なくなるのではないかと考えておりました。飛騨市においても10年くらい先の時点では市民が市役所へ出向かなくても大半のことが可能となるのではないかと予想しております。これが今後のデジタル化の流れではないかと考えております。平井デジタル改革担当大臣でございますが、「すべての行政手続きを60秒で終わらせる」という発言をされておりますが、これはそうした社会を指すものだというふうに理解しているところでございます。

当然、市においても、こうした姿を目指していきたいということでございますけども、

その達成のためには、大きな課題が2つあると考えております。

1つは相当に大きな財源を要するという事です。どうしても新しいシステムというのは、これが市独自ののか、あるいは共通的なものなのかを問わず、非常に大きな額の開発費を要します。加えて、運用・アップデートに伴う費用も必要でございます、本格的なデジタル投資というのは、それこそ大きな建物を一つ建てるほどの財政的なインパクトがあるというふうに考えております。

したがって、デジタル化を進めるためには、市が財政投資に耐えられるかどうかということを見極めていかなくちゃいけないということですし、計画的に所要の財源を確保することが不可欠になります。これが現実的には大きな困難を伴ってくるのではないかと考えております。そこで、過渡的にはですね、いきなり市が満足するシステムをつくり上げようとするのではなくて、既存のサービスや無料のサービスを上手に使いながらデジタル化を図っていくというのが一つの方向性ではないかと考えています。

現在、市では、FacebookやTwitter、LINE、YouTubeといったかたちで、SNSを駆使した情報発信を行っておるわけですが、これは全て無料で使えるプラットフォームを活用しておるわけですが、こうした無料のプラットフォームを活用するという選択肢から入っていきたいという実践でございます。ほかにもさまざまなサービスがございまして、これらを効果的に活用することが、投資を抑えながらデジタル化を推進していく近道ではないか。また、そうすることで市民の皆様の利用も進みやすくなるのではないかとこのように考えています。

もう1点の課題ですが、デジタル化の進んだ社会が到来したとしても、それを使いこなせない方というのは必ず一定数存在する、これが課題でございます。したがって、そうした、いわゆるデジタル弱者をサポートすることが必要であろうというふうに考えております。

例えば、現状で紙の媒体を使用しているものをPDFの配信等に置き換えるという作業を鋭意やっているわけですが、PDFで配られてもデバイスがない、見えないという方は大勢おられるわけでありまして、そうすると紙の媒体も残さざるを得ないという事です。言いかえればアナログでの対応というのはゼロにするというのは相当先になるのではないかとこのように思いますので、それも含め併せて、今後の行政はそれをいかに効率的に費用を掛けずに行うかということを考えつつ、数十年単位で完全デジタル化というところを目指していくということにならざるを得ないのではないかと考えておるところでございます。

2点目、市のデジタルトランスフォーメーション推進計画についてのお尋ねでございます。国では今、デジタル化社会の実現への施策として「デジタルガバメント実行計画」というものが推進されておりますし、その中では地方自治体への支援として「自治体DX推進計画」というものが定められておるわけですが、岐阜県においても、現在「岐阜県DX推進計画」の策定作業を行っておられるというふうに伺っております。

このように国、県において行政デジタル化に関する計画が策定されまして、また何より社会全体が行政デジタル化を求める流れがいよいよ本流となってきましたので、市としてもデジタルトランスフォーメーションに対する考え方をまとめていく必要があると考えておるところでございます。

国ではことしの夏を目途に、自治体DX推進手順書を策定して示されるというふうになっておりましたが、それも参考にしたいというふうには考えておりますけれども、市のデジタルトランスフォーメーションへの対応の考え方といたしましては、先ほど申し上げたとおり、既存のプラットフォームを活用して過大な投資を抑えつつ徐々に利便性を高めていくというのが基本戦略になろうと考えております。

したがって、市独自のDX推進計画と言いましても、重厚なデジタル投資計画のようなものではなく、柔軟に新しいプラットフォームサービスの活用チャレンジしていくという方針を示し、当面重視する分野を記載するような、いわば「軽やかなDX計画」というようなものを現在イメージしておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○13番（葛谷寛徳）

今ほど2つのデジタル化に向けての課題をあげられました。当然、財政が伴ってくるので大変厳しい状況の中で積極的にやっていかならんと思っていますし、もう1つの使いこなせない方のデジタル化というのは、国も言っておりますように1人残さず何とかやっていきたいという中で、やっぱりスマートフォンの使い方をこういう呼び込んで指導していくんだというようなことを言っておりますが、市でもそういうような対応をされる考えでいいのかどうか。そのへんちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そうですね、まだ、今、具体的にスマホ講座的なものを具体的にイメージしているわけではないんですが、ただ、毎年、政策協議のときにそんな話を結構出しておまして、民間サービスもあるものですから行政としてどこまでカバーするかということはあるんですが、やはり、あの、ニーズは結構ありましてですね、パソコン教室的なものからむしろスマホ教室的なものが欲しいというのは声は聞いておりますので、またそうしたものを実施できるようにですね、この後の政策協議の中で、また来年度に向けてですね、検討してまいりたいというふうに思います。

○13番（葛谷寛徳）

どうしてもやっぱり今からこういうことが進んでいくので、取り残されないようななかたちで進めていただきたいと思います。1つだけ、今予算の中にもたてられております児童、いわゆる子育ての所得の低い人の子育ての1人、一律5万円というのは、この課税情報などを使って申請が不要になるのかどうかということだけちょっと確認させて

いただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

今般、補正予算であげさせていただいております給付金でございますが、市民税非課税の方につきましては原則申請は不要。こちらのほうで税情報をつかまえて、それによって給付するというかたちになるところでございます。

○13番（葛谷寛徳）

今までもありましたように本当にデジタル化の社会であるとか、大きく社会やら仕組みは変わって働き方も変わっていくと思います。行政もやっぱりそのへんを捉えながら一緒にこの国と県一体となって進めていただくことをお願いいたします。

次、大きく2番目に進んでいきます。

2点目の今後のワクチン接種の方針についてを伺います。まず始めに、新型コロナウイルス感染拡大の対応に昼夜、取り組まれている、飛騨市の医療従事者又関係者、皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

新型コロナウイルスを収束させるのは、高い予防効果があるワクチンが最も有効とされていますので、貴重なワクチンですから無駄にはできません。

飛騨市では4月19日から医療従事者向けの新型コロナウイルスワクチンの先行接種が始まり、その後、ディサービスや介護ヘルパーなどの先行接種が順調に進んでいると聞いています。

岐阜県によると、65歳以上の高齢者の優先接種は、全市町村が7月末までに接種を終える計画を立てていると報告があります。

その後が始まる一般接種、65歳以下については、県は個別や集団接種のほか、大規模接種、また、職域など検討されていますが、飛騨市はで5月26日から、一般高齢者75歳以上の予約受付が開始され、6月7日からワクチン接種が始まっております。これまで順調に進んでいると聞いております。これからは、いよいよ65歳未満の住民への接種も控えているところです。そこで伺います。1つ目に飛騨市としての今後のワクチン接種の方針を伺いたいと思います。

それからワクチン接種での飛騨市としての打ち手の確保と特殊性や仕組みについても伺いたいと思います。この2点をお願いいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは、2点目の今後のワクチン接種の方針につきまして、2点、私からご答弁申し上げます。

まずワクチン接種でございますが、ここまで、国・県の方針に従いまして、医療従事

者、高齢者施設の入所者及び従事者、居宅サービス事業所の従事者及び利用者、65歳以上の高齢者、その後、基礎疾患を有する者及び社会福祉施設等の従事者という順番で進めてきておるところでございます。

現在の接種及び予約の状況でございますが、今週と来週で65歳以上高齢者の予約受付をほぼ完了する見込みでございます。政府から要請されている7月末までの高齢者2回接種の完了の目標は、ほぼ確実に達成できる見込みとなっております。

参考までに6月13日、おととい時点での市のワクチン接種状況を申し上げたいと思いますが、4月から先行接種した医療従事者539人が2回目の接種を終え、接種率はほぼ100パーセント。その次が高齢者施設の入所者で2回目の接種が終わった方が417人で接種率は66パーセント。同時期に接種した高齢者施設の従事者で2回目の接種が終わった方が347人で接種率が約61パーセント。その後、居宅サービスの従事者で1回目の接種が終わった方が206人で、接種率が100パーセント、そして現在進めております一般の高齢者で1回目の接種が終わった方が3,093人で、接種率が約36パーセントとなっております。

その上でお尋ねのありました64歳以下の接種順位の方針につきましてお答えを申し上げます。なお、国においては高齢者接種が完了すれば、あとは市町村の裁量に任せるという方針を出していただいております。県の考え方も踏まえて、市独自で検討を行ったものでございます。

まず、1番目の優先でございますけれども、国においても優先接種対象として位置づけられております「基礎疾患を有する者及び社会福祉施設等の従事者」への接種を行うということにしております。現在、アンケートをお送りしております。接種希望の有無とともに、基礎疾患の有無、さらに肥満度を表すBMI指数をお聞きしております。その該当者の予約を優先して受け付けるということになります。これらの方々はひとたび感染すると重症化しやすいことがわかっておりまして、入院時の医療負担が大きくなるということから、その軽減を図ることがこの目的であります。なお、の中には、知的障がい者、精神障がい者、既に接種が終わっている介護施設等以外の社会福祉施設従事者が最優先の順位の中に入るといったこととございます。

それから2番目以降は市独自の接種順位でございます。まず2番目なんですが、「子どもと直接接する機会の多い業種の従事者」、それから「身体障害者手帳1級・2級を所持している方」、「障がい児者や高齢者などを常時介護をされるご家族等」などといったところであります。これらは、自分自身でマスクを装着したり、感染対策を行ったりすることが困難な方々が含まれておりまして、その介護者も含めて接種を優先して行うことで、感染対策ができないリスクを下げるということを目的にしております。

それから3番目の順位ですが、60歳から64歳までの高齢者でございます。これは、一時期政府においても、優先年齢というふうに位置づけられていた時期がございまして、つい最近までそうだったんですが、若年齢者層と比較して重症化しやすいというエビデ

ンスが出ていることを踏まえて、優先としたところでございます。

それから4番目の優先のグループですが、社会機能の維持に必要な業種の従事者として、警察署、消防団員、環境衛生事業所、火葬事業所、葬祭事業所、公共交通事業所、上下水道事業所、LPガス配送事業所及び市役所を優先接種対象者として位置づけました。これは、新型インフルエンザ等特別措置法第28条に規定する特定業種の対象の考え方を援用したものでございまして、市役所の職員につきましては、コロナ対策本部員や社会機能の維持に必要な業務に従事する職員はここで優先対象といたします。なお、これを発表してからですね、郵便局の方、あるいは郵送事業の方から、エッセンシャルサービスとして加えてほしいというようなご意見をいただいておりますので、追加について検討しているところでございます。

それから5番目でございますが、これら以外の方ということになります。こちらにつきましては、50代以下でも年齢層が高いほど重症者が多いという傾向にございますので、年齢の高い順から優先的にご案内するという予定でございます。

なお、接種券ですが、あさって、6月17日ころを目途に、アンケートで把握した接種希望者全員に一斉に発送いたします。また同時に、ワクチン接種のキャンセルが生じた場合に優先繰り上げ接種を行う「ワクチン大事にせんかなバンク」につきましても接種券を受け取られた方を対象に募集をしていく予定としております。

64歳以下の優先接種1番目の対象者に予約のご案内ができる時期につきましては、これはワクチンの供給が大前提となる、ワクチンが来るということが前提でありますけれども、6月末から予約、7月中旬に接種という計画で進めているところでございます。

2番目としてのワクチン接種に関する飛騨市としての特殊性や仕組みについてのお尋ねでございます。ご説明申し上げたいと思います。ワクチン接種ですが、これは、市町村によって全く事情が異なります。単純な比較ができないという特徴があるわけですが、他の市町村との違いなどについて、市民の方々から理由を尋ねられることもございまして、この場でご説明を申し上げておきたいと思います。

まず、接種方法です。飛騨市は集団接種ではなくて、個別接種によって対応するという方針を一貫してとっております。個別接種というのは改めて申し上げますと、市民の皆さんに医療機関へ出向いていただいて、接種を受けていただくという方法です。県内でも多くの市町村は、一箇所に集まっていたいただいて接種を受けていただく「集団接種」という方法をとっておられるというわけでございますけれども、それを飛騨市はなぜ個別接種としているかという理由でございますが、一番は飛騨市の場合、医療機関、とりわけ医師の数が極端に少ないという事情があるからです。飛騨市は、人口10万人あたりの医師数が全国平均の半分程度で、高山市に比べてもかなり少ないという状況にございます。このため、集団接種で医師を動員しますと、各医療機関を休診にせざるを得なくなりまして、一般の診療に大きな影響が出ます。さらに、市のエリアが広いために集団接種を行った場合、遠方まで行かざるを得ない方々も続出する可能性が高いという状

況にございまして、こうしたことから、市医師会との協議の上、個別接種という方法をとったというところでございます。

次に、ワクチン接種の開始の時期です。飛騨市は施設入所者や居宅サービス利用者以外の高齢者の接種を開始できたのは、5月31日でございました。これは他の市町村に比べるとやや遅くて、市民の方々からもなぜ始まらないのかという声が事実としてございましたが、その理由はワクチンの配分が遅かったからです。

ワクチンの配分は県が行うこととなっておりまして、高齢者用のワクチンの配分については、当初、県内の市町村がそれぞれ人口の2パーセント分に達するまで配分し、その後は2パーセントに達していない市町村が2パーセントに達するまで待たされる、こういう方式になっておりました。県全体の入荷量がふんだんにあればいいのですが、県全体の入荷量が限られておりますので、その2パーセントといっても当然多いところに配分されていきます。そうなりますと、市の高齢者の接種開始の時期にワクチンが配られる量が少ないので、どうしても遅れざるを得ないということが起こったのであります。加えて、もう1つ非常にこれ大きな問題なんです、ワクチンの配給の日時の連絡というのは、今、第9クール、第10クールというのを待っているのですが、クールごとできますが、クールっていうのは2週間程度の期間です。2週間で1クールとしております。2週間というのは非常に長い14日間ですから、14日間のうちにいつくるのかということが非常に問題なんです。ところがですね、明確な日にちの指定は直前まで流れてきません。その日にちの情報がない。しかもですね、これがたいい遅い時期、2週間が一番遅いところで知らされてくるということも通例でございまして、そうなりますと、個別接種のようにその予約をきちんと入れて、1回目と2回目を同時に入れていくようなやり方ですと、ワクチンがこないうちに予約をとってしまいますと、予約をキャンセルしなければいけないということも起きますので、それができない、確実にワクチンが入ってくる見込みが立たないと予約の受付ができないということで、大変大きな影響を受けました。今ほど申し上げたように飛騨市では接種予約にあたって、週単位で各医療機関から接種可能な枠数の連絡をもらいます。今週はこれだけできます、今週はこれだけできますという連絡をもらいます。それが週によって違うものですから、週単位でその枠に合った予約を組んでいくというやり方です。2回行わなくちゃいけないものから、2回分の予約を同時にとらないといけないのですが、週単位で医療機関によって接種数が違いますから、それをワクチンの供給量とにらみながら、1回目の予約数をコントロールしていかないといけない。非常に難しいパズルを解くようなですね、作業をやっているわけでございます。これは個別接種をやっているからこういうことが起こることなんです。そうなりますと、申し上げたように、ワクチンが入る見込みがないと予約受付の計画が立てられないことでございました。これが5月の連休明けに2週間ほど予約受付を始めることができなかつたのですが、これはまさしくこれが原因です。ワクチンが入ってくる見込みさえあれば、連休あけすぐに受付が開始で

きたのですが、入ってくる見込みが立たないので、2週間、ここで空いてしまった。その間、他の市町村が接種を早く開始できましたので、市が動くことができない分、ここで差が生じた、こういうことでございます。

その後、ただその後ですね、国は7月末までに高齢者接種を終わらせるという方針が打ち出されてからは、ワクチンの供給が非常に潤沢になりまして、どんどん送られてくるということになりましたものですから、一気に接種が加速しているという、こういう状況でございます。先ほど申し上げましたように、国からの要請どおり、7月末には高齢者への2回接種が完了する見込みということでございます。

ただ、ここに来まして、64歳以下のワクチンの入荷が明確に示されないという事態がまさしく今、発生しております。これからの接種計画に大きな影響が生ずるのではないかと大変危惧をいたしております。このため、県を通じまして国へワクチンの必要量のすみやかな供給と、その供給計画を早期に明らかにするように強く要望しているところでございます。

またこの他に、今、有志の全国の首長による勉強会がございまして、オンラインで頻繁に勉強会をやっておるんですが、先般も河野太郎ワクチン担当大臣との意見交換会がございまして、今、またその側近の方を通じて、直接大臣に声を届くルートを確立していただいておりますので、ここを通じても現在の課題を大臣に直接お伝えしながら、善処をお願いしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

○13番（葛谷寛徳）

今の65歳以上の方はやっぱり順調に今、ワクチンがきて進んでいるということで、大変安心したんですが、今、飛騨市の考え方を述べられました。64歳以下の順位にですね。このような優先接種順位でいけばいいと思いますが、やっぱり、明確にワクチンの見込みがないと何とも言えないということですが、いわゆる高い年齢の方から特に重症化、疾患がある方、子ども、障がい者、また社会機能の維持に必要な方ということで順番にやっていくという、このスパンというのは順調にすれば、何カ月くらいで終了するような予定で考えられているかちょっと伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

高齢者のようにですね、ワクチンが順調に来れば、9月末には終わるんじゃないかなということは思っております。

○13番（葛谷寛徳）

今こういうことになるとそれぞれのところからですね、要望が来て、タクシーの運転手さんとかバスの運転手を優先してくださいとか、また市長も言われたようにいろんな方から要望があると思うんですよ。やっぱりといっても、やっぱりこういう順番を決めておかないとなかなか混乱をするということでこういうことでもいいと思いますけれど

も。やはりなるべくですね、やっぱりワクチンを確保して、どれだけでも期間を短くすれば、まあ首を長くされている方々に平均的にいくのではないかなと思いますので、ぜひワクチンの供給に全力をあげていただきたいなと思います。それからですね、飛騨市内にも今の外国人技能実習生とかそれを支援される方もみえますけれども、そういうのは外国人の方々というのはこのどの部分に入るのかちょっと教えていただきたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

外国人の技能実習生の方々は今のこの区分には入っておりません。ちょっと検討もいたしました。県からの外国人についてのお話もございましたが、実際、飛騨市内でも発生者の出ているということでも、聞いておりませんし、そこまでの、すみません、ちょっと配慮というのは今回はしていないというところでございます。

○13番（葛谷寛徳）

何とかこのワクチンの供給を順当にして、この2カ月かかるのも何とかその範囲内で収められるように待ってですね、やはり10月ごろからは当たり前の行動ができるような格好になればと思っております。最後にですが、今まで65歳以上も順調に進んでこうやってきておりますが、何とかですね、この外国人の方々も含めて一緒にできていくような格好でご検討いただければと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

◎議長（澤史朗）

以上で、13番、葛谷議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

ここで、暫時休憩といたします。再開を午後1時40分といたします。

（ 休憩 午後1時34分 再開 午後1時40分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

7番、住田委員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので一般質問させていただきたいと思いま

す。

まずはじめに、子どもたちの健やかな成長を願って何点かお尋ねしたいと思います。コロナ禍ではありますけれど、子どもたちは新学期を迎えて、コロナ対策をしながらもさまざまな体験を積み重ねています。まだまだコロナ前の日常には戻れませんけれど、たくましく成長してくれることを願うばかりでございます。

しかし、最近子どもたちを取り巻く環境の中で気になるワードが2つありました。「ヤングケアラー」ということばと「生理の貧困」ということばです。「ヤングケアラー」、聞きなれない言葉だと思いますが、これは大人が担うような責任を引き受け、病気や障がいなどケアが必要な家族の世話や家事をする、18歳未満の子どもたちのことを定義づけているようです。

厚生労働省と文部科学省が初めて実施した全国ヤングケアラー調査によりますと、中学2年生の17人に1人にあたる5.7パーセントが「世話をしている家族がいる」と回答しています。その中でも幼いきょうだいの世話をする割合が最も高いという結果もありますが、次いで父母や祖父母の世話が続いています。

ヤングケアラーが担うのは、家事・買い物などの家庭管理・感情面のサポート・幼いきょうだいの世話・身体介護などさまざまなケアを行っており、お手伝いの範囲にとどまらない場合があります。親が仕事で忙しく余裕がない。ほかに手伝ってくれる家族や親戚がいない。「家族なんだから」と当てにされるなどの理由で過度のケアを担わされている背景があります。

ケアをすることで年齢の割に高い生活能力や病気・障がいへの理解、思いやりなどプラスの影響もありますが、ケアが優先されることで、自分のことが後回しになり、ストレスを感じたり、話せる人がなく孤独になったり、勉強の時間がとれない、部活ができないなど、学校生活にも支障が出てくる場合があります。

潜在化しやすいヤングケアラーをさまざまな分野で把握し、手を差し伸べる必要があります。必要ではないでしょうか。

もう1つ「生理の貧困」ということばです。これは、経済的理由で女性に必要な生理用品にお金が回せず困窮している家庭があるということです。特に都市部では大学生のバイトがコロナの影響で激減し、食費を優先した結果、生理用品が買えないという報道を耳にします。しかし、コロナ禍で収入が減っている家庭は飛騨市にもあると思います。日ごろから困窮している家庭もあると思います。デリケートな問題ですので、声を上げにくいことも承知しています。しかし、「生理の貧困」は子どもたちにもしわ寄せが及んでくるのです。飛騨市の宝である子どもたちの健やかな成長を願って次の点をお尋ねいたします。

1点目にヤングケアラーの実態把握について。家族の世話をすることはいけないことではありませんが、それによって子どもたちの生活自体が犠牲になっていることは注視しなければなりません。国では初めて実態調査を行いました。当市ではヤングケアラ

一の把握について、どのように進められていくのでしょうか。

2点目にヤングケアラーの支援体制についてです。ヤングケアラーは孤独に陥りやすく、誰にも相談できない場合が多いとのこと。教育・福祉・介護・子育てなどさまざまな分野の連携が必要かと思えます。今後どのような支援体制を考えておみえでしょうか。

3点目に「生理の貧困」対応についてです。例えば、市有施設などにさりげなく生理用品を置き、困っている方に持ち帰っていただくとか、小中学校の女子トイレに生理用品を置き、困っている子が気兼ねなく使える工夫をしているところもありました。飛騨市でもタブー視することなく前向きに検討されたく思いますが、以上子どもたちの成長を願ってお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは、3点目の「生理の貧困」への対応につきましてご答弁申し上げたいと思います。「生理の貧困」でございますが、ことしの3月はじめごろから学生などがコロナ禍でアルバイトがないために生理用品が購入できないなどとして、ネットやメディアに問題が提起されたという問題でございます。どうも最初は3月4日のNHKの「おはよう日本」であったようでありまして、学生の5人に1人が生理用品の入手に苦労しているという報道がなされたのがきっかけというようなことが言われているわけでございます。それがコロナ禍の大問題であるという捉え方になって広がって来ているということだと理解しております。

また、いくつかの自治体では、一律に生理用品を配る等しているという対応をとっていることも承知をしておるところでございます。

ただ、私自身としては、そうした報道をきっかけに出てきた問題提起に対しまして、そのまま単純に生理用品を配布するということに関しては違和感を持っております。なぜかと申し上げれば、生理用品が買えないという家計状態にあるとすれば、当然にして生活費、食費、被服費あるいは学用品などあらゆることで厳しい状態にあるということになるわけでありまして、これは、大人や子どもであっても生活保護に至らないまでも、あらゆるものを切り詰めなければいけない状況にあると、ギリギリの生活水準になってきている方がおられると、こういう問題提起として捉えるべきではないかと考えるからでございます。したがって、私としては、「生理の貧困」という社会的な問題提起に対しまして、改めて飛騨市内の低所得世帯、特に生活保護に至らないまでもワーキングプア的な厳しい経済状況にある世帯や個人の実態を把握しまして、どのように支援をしたらよいのかを再検討するというところで答えていくべき課題であるというふうに考えております。

その1つとして、ひとり親家庭が1つのカテゴリとして考えられるのではないかと思

っております。平成29年度に「子どもの貧困」という、これも当時、社会的な問題提起がございました。その際に飛騨市としてはその支援を政策的に打ち出そうということで取り組みを立ち上げて、以来、4年経過してきているわけですが、来年度に向けて実態の再調査と施策の検証をやろうということをご希望のタイミングでございましたので、まずこれをしっかりやって再検討して行きたいということでございます。

また、働き盛りの世帯の貧困等につきましては、ことし、飛騨市地域生活安心支援センター「ふらっと」を立ち上げておりますが、ここや地域包括ケア課などの生活相談の内容を丁寧に見ていく必要があると考えております。実際に「ふらっと」、ことし4月以降、大変多くの相談が寄せられているわけでありまして、その個別の事例をいくつか教えてもらいますと、その背景に発達障がいや軽度知的障がい、精神障がいなどがあると見られる案件もございまして、これまでどおりそうしたものに丁寧に対応しながら共通的な支援策をとり得るかどうかが、これを検討していく必要があるというふうに考えております。

なお、議員からは学校の女子トイレに生理用品を設置する、あるいは公共施設に設置するといったご提案があったわけですが、学校におきましては従前から必要であれば保健室の方でお渡しするという対応をとっているわけですが、養護教諭の方に話を聞きますと、衛生上の観点及び性教育の観点から必要な場合は直接対面の上で手渡すようにした方がよいという考え方も伺っておりますので、こちらにつきましては従前どおり、必要な方には保健室でお渡ししていくという対応をとってまいりたいというふうに考えております。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、私からは1点目のヤングケアラーの実態把握についてお答えをいたします。

市としてのヤングケアラーの実態把握につきましては、一斉に統一した調査は実施していませんが、乳幼児相談、母子父子家庭への聞き取り、障がい児支援の中での情報収集等を行うことで、把握を行っております。

その内容を申し上げますと、市民保健課、子育て応援課、地域包括ケア課及び地域生活安心支援センターが連携して、その生活の見守りを行っている家庭の中で、日常的にケアを担っている可能性のある子どもは2名と承知をしています。

地域生活安心支援センターでは引き続き、不登校児も含め家庭の実態把握に努め、今後も目を配っていきたく存じます。

2点目、ヤングケアラーの支援体制についてお答えをいたします。具体的な支援策は、

対象者によって異なり、個人の特定につながる恐れがあることから申し上げられません
が、該当する2名の子どもは、いずれも、市民保健課・子育て応援課・障がい福祉課・
地域包括ケア課や学校、民間のサービス事業者、社会福祉協議会と連携を取りながら、
継続的に支援を行っています。今後も、その家庭が社会的に孤立化せず、子どもがやり
たいことができないジレンマ等を抱えることがないように、関係機関で定期的に情報を交
換し、支援策を検討しています。

特に、今年度開設した「飛騨市地域生活安心支援センター」においては、この2名の
家庭をリスクの高い家庭と判断し、何かあれば市役所等に連絡が取れるよう、24時間
365日連絡対応できる体制を整えつつあります。

また、18歳以上の方でヤングケアラーであったことにより、今現在、生きづらさを感じ
ている方をどのように見つけることができるかを課題として認識しているところでござ
います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○7番（住田清美）

ヤングケアラーの問題についてからお尋ねしたいと思います。今、市民福祉部関係の
それぞれ担当部署の中で実態調査を行っていただきまして、2名の子どもたちが該当と
いいますか、そういう環境にあるのではないかということでしたが、私、このヤングケ
アラーというのは、その家庭におけるお手伝いの範囲を超えたところ、この線引きがた
ぶん難しいと思うんです。子どもたちが自分がどこまでその家族のために役立っている
のか。これ以上がちょっと自分に負担なのかということがなかなか気づきにくいのでは
ないかと思いますので、そういったその状況把握については、まず学校とも連携をして
いただきながらヤングケアラーという言葉、こういう実態で学校の生活、あるいは、部
活に支障が出ているようなことがあったら、まあちょっと相談してくださいよというよ
うな体制については学校のほうでもこのヤングケアラー問題については対応されてい
るのかちょっとお伺いしたいと思います。お願いします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

学校においては子どもたちの様子を逐次みております。学校生活中で様子が変わって
きたなということでありましてかちょっと疲れ気味とかいろんな負担がある。それから
休みがちになったりとかというような兆候をとらえて家庭ともしっかり話し合いなが
ら子どもたちの様子の生活の改善に努めているところでございますが、家庭への過度な
負担ではありませんかというようなことにつきましては、ケースバイケースで、それは、
学校でこんな様子を示していますよというような働きかけになるかと思えます。そんな
ことでございます。よろしかったでしょうか。

○7番（住田清美）

このヤングケアラーという言葉は、たぶん最近出てきたような言葉だと思いますので、新しい子どもたちを取り巻く環境の中で出てきた問題点ではないかと思っておりますので、今後子どもたちの意識づけ、それから親さんたちへの意識づけ、こういうことも大事なのではないかと思っております。そして、今ほどの該当者については、24時間、そして365日、リスクの高い家庭が孤立せずということをお話をいただいてありがたいことだと思っておりますが、この支援をするプロジェクトとまた子どもたちと各家庭を支援する要保護児童対策地域協議会というのもあると思うんですけども、これは同じようなものなのか。それとも、それぞれ独立したプロジェクトになっているのか。そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

飛騨市要保護児童及びDV対策地域協議会というものが設置をされております。今のヤングケアラーがそのままそっくり入るかと言いますと、少しまた違った視点ではないかなということは思っておるところでございますが、このこういった協議会の中でもですね、また話を持っていきたいなということを思っております。

○7番（住田清美）

ぜひ、子どもたちがその学校生活が普通に送れるような対策を、また家庭のほうでも地域のほうでも学校のほうでも連携して取り組んでいただきたいと思っております。それから生理の貧困につきましては市長直々に答弁をありがとうございます。ですが、なかなかこのことは、全国的な問題として取り上げられましたので、飛騨市に果たしてこういう困窮してみえる方がいらっしゃるかどうかというのは、なかなか実態把握としては難しいのではないかと思っておりますが、その中でもひとり親家庭、今年度、貧困について改めてアンケートを行うということですし、それから働き盛りの子育て世代についてもさまざまな支援をされているというところなんですけれども、なかなか行政というのは、例えば対象者が何人いるからこのサービスをするというのが、たぶん大前提であると思うんですが、実はこここのアンケートまで待ってられない、もう困窮していらっしゃる、それから実数として声を上げられないけれど困っている方がみえるということがわかれば手を差し伸べるのも行政の仕方ではないかと思っておりますが、早急にこの生理の貧困対策について、例えば、市有施設に配布するとかというようなお考えは今のところはないでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そのアンケートを待ってからというかですね、先ほど申し上げたのは、この子どもの

貧困の部分の調査をもう1回やり直すという話でありますし、ある程度ですね、これまでも非常に生活の厳しい子育て世帯というのは、大体把握ができていますし、学校でもある程度の把握はできているというふうに思っておりますので、ここで整理用品をトイレに配布するというので答えていくというよりは、その中でカバーできるのではないかとこのように考えています。

それから、こうした貧困対策というのは人数が多くてやるという問題ではなくて、1人でも2人でもやっぱり対応していくというのが基本のスタンスでありますので、ここは、低所得世帯全般の支援の基本的な考え方ですが、これは、本当1人でも誰1人取り残さないでありますから、これはもう1人でもやっぱりしっかり対応していくという考え方であります。それを申し上げた上で、今のような対応で、何とかカバーできているのではないかなというふうに理解しています。

○7番（住田清美）

生理の貧困対策については国でも男女共同参画会議の中で、この生理の貧困対策として健康調査を行うとまで言っております。ということは、該当される家庭もいらっしゃる。これを切り詰めて代替用品で過ごしている家庭もあるということが浮き彫りにされたことではないかと思っておりますので、今、市長が言われましたように誰1人取り残さない、1人でも困っていれば対応してくださるということで、これについても、ぜひとも実態を把握しながら次の施策につなげていっていただければと思います。

例えば、他市ではこういった名刺大くらいのちょっとした紙に、ここここに生理用品が置いてありますので、よかったら使ってくださいというようなことを書いて、駅とかいرونなどところにおいて、PRをしてみえるところもあります。飛騨市としては、もし、こういうことで困っているなということがあったら、声としては市民福祉部のほうに届けばよろしいということでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議員、おっしゃるとおり、市民福祉部のほうに声をまたいただければということも思いますし、児童扶養手当の現況届が近々ございます。そのときには郵送とかではなくてですね、窓口で手続きをしていただくというかたちになりますので、そういったところでも聞き取りもさせていただきたいなということを思っておりますし、地域生活安心支援センターのほうには、地域連携支援員というですね、教員のOBの方にお越しいただいて学校等の連携ですとか高校も含めてなんですけども訪問して、いろんな支援についてのことでとか、あるいはそういった対象の方がいないとかですね、そういったことも調査をやっておりますので、そういった方々とも、また拾い上げと言いはちょっと失礼かもしれませんが、また情報提供なんかもいただきながらですね、支援を引き続きしていきたいなということを思っているところでございます。

○7番（住田清美）

そうですね、まもなく児童扶養手当の現況届が始まりますので、ひとり親家庭の方、一番また困窮してみえるのではないかと思われまますので、ぜひ、しっかり現場の声を聞いていただいて、また対応していただければと思っております。子どもたちの健やかな成長のためにどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、2つ目の質問に移らせていただきたいと思います。2つ目は、飛騨市の森林整備と木材生産についてお尋ねをいたします。議会の産業常任委員会では、去る、5月20日に管内視察を行いまして、全国でも珍しくなった広葉樹を専門に取り扱う製材所を訪問し、今までチップにしかならなかった広葉樹がより価値の高い製品として活用されていく仕組みについて説明を受けました。この視察で飛騨市の森林の約7割を占める広葉樹の活用を進める「広葉樹のまちづくり」は、まさにこうした製材所が残っているからこそ可能であるということを知ることができました。その説明の中で「ウッドショック」という耳慣れないことばを聞きました。これはコロナ禍で北米の新築住宅需要や増改築需要が高まったことや、中国の経済回復による木材需要増に加え、世界的なコンテナ不足などの要因が重なったことで、世界的に特に針葉樹の木材価格が高騰した結果、わが国においても建材などに使われる木材が不足する状態を示すことのようにです。皮肉なことに、これまで森林や木材に関心を示す人が少なかったわが国では、ウッドショックがきっかけとなって森林や木材が脚光を浴びるようになってきています。ちなみに林野庁の発表によりますと、日本の木材自給率は、令和元年で、37.8パーセントという数字です。これらの背景から、今後、森林整備や木材生産に対する関心が高くなると考えられますが、こうしたときだからこそ、森林環境譲与税を活用した森林整備を加速化させる必要があると思います。そこで改めて飛騨市の森林整備について伺いしたいと思います。

1点目、森林環境譲与税を活用した未整備森林の解消についてです。昨年12月に森林環境譲与税の活用について、一般質問した際に森林経営に適さない森林については森林経営管理法に基づき、市が主体となって整備を行うという答弁をいただいておりますが、急峻な地形が多い飛騨地域には森林経営に適さない森林も多いのではないのでしょうか。市が実施するこうした森林整備の今後の基本的な進め方、また進捗状況についてお尋ねします。

2点目に木材生産に必要な林道整備についてです。木材不足から今後も続くと考えられます木材需要の増加に対応するためには、効率的な木材生産を行うための林道整備が欠かせないと考えています。森林整備は道なくしては進みません。現在、林道の新規開設、維持補修等は計画に基づき進められていくと思いますが、このほどのウッドショックを契機とした国産材の需要増に対応するためにも、この計画を見直すお考えはないかお尋ねします。

3点目は、人材確保と育成についてです。森林や木材への関心が増す一方、先日公表

された令和2年度版林業白書によりますと、林業従事者は減少の一途をたどっています。当市においても林業従事者確保は大きな課題であることから、新たな修学資金制度の創設などの対策が講じられていますが、現在の対象者は1名と伺っています。林業従事者の確保・育成がままならない場合、森林整備、木材生産の推進に重大な支障をきたすことは明らかなです。当市における林業従事者の人材確保と育成についてのお考えをお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔農林部長 野村久徳 登壇〕

□農林部長（野村久徳）

1点目の森林環境譲与税を活用した未整備森林の解消についてお答えいたします。

市内には急傾斜であるなど、条件不利で整備が行き届かない森林が多く存在しております。このため、市では森林環境譲与税を活用し、その解消に努めることとしております。こうした森林の整備に向けた基本方針を定める必要があることから、令和2年度から飛騨市森林審議会に意見を仰ぎ、本年4月に「飛騨市未整備森林の整備に関する基本方針」を策定したところです。基本方針に定められた事業の進め方について具体的にご説明します。森林に関する情報が記載されている森林簿から10年以上手入れがされていない森林を抽出します。そこから保安林など伐採ができない森林を除外することで未整備森林がリスト化されます。基本方針では、まずは災害を誘発するなど市民生活に影響を及ぼしかねない早期に整備を要する森林から、諸条件を確認し、施業の優先順位を設定するとしています。その後は、森林所有者に対して森林経営管理法に基づく意向調査を行い、同法に基づく森林経営管理権を市に設定した上で未整備森林の解消を努めていくことになります。現在、未整備森林のリスト化と優先順位の設定作業を終え、順次意向調査を進める準備に入っており、意向調査結果の取りまとめを待って、森林整備に着手できるよう事業を進めてまいります。

次に3点目の人材確保と育成についてお答えします。議員ご指摘のとおり、飛騨市における林業従事者の確保は喫緊の課題であり、飛騨市の中心的な林業事業体である飛騨市森林組合とも認識を共有しております。その対策として、令和2年度より岐阜県立森林文化アカデミーとの協定に基づく新たな修学資金制度を創設しましたが、この事業をもって人材確保という大きな課題を解決できるとは考えておりません。さらに、これから本格的に始まろうとしている森林環境譲与税を活用した未整備森林の整備や広葉樹のまちづくり、身近なところでは集落周辺部の森林に生長した立木、いわゆる支障木伐採への要望もふえてくることを考えますと、林業従事者の確保・育成の重要性はますます高まると考えております。このため、既存の支援策をもう一段強化する必要性を強く感じており、令和4年度に向け、新たな課題解決策を講じたいと考えているところです。この中では、市内林業事業体との協議を丁寧に重ね、その意向を十分に確認しつつ、市

が農業や商工業、医療・福祉などの分野で講じている人材育成・確保に対する支援策の手法を取り入れることも含めて、対策を検討してまいります。

〔農林部長 野村久徳 着席〕

◎議長（澤史朗）

続けて、答弁を求めます。

〔基盤整備部長 森英樹 登壇〕

□基盤整備部長（森英樹）

それでは、2点目の木材生産に必要な林道整備についてお答えします。

木材価格の高騰は、コロナ禍におけるアメリカの住宅需要増に伴う木材需給バランスが崩れたことが原因と言われており、今後の先行きは見通しにくい状況にあります。世界的にワクチン接種が進む状況下において、その影響も恐らく徐々に落ち着き始めると予想されています。

一方、林道整備には構想から事業着手、完成までに長い年月と多額の費用を要することから、木材市場の急激な変動等の緊急対策に対応できるような即効性はないものと考えております。現在、市の林道整備は「宮・庄川地域森林計画」に基づき整備を進めておりますが、主要な山林への林道開設はおおむね完了し、新規開設は現在1路線のみとなっております。

木材の搬出は、林道から直接集材し搬出できる箇所は少なく、林道を基幹道路として、森林施業者が整備する作業道より木材を搬出する方法が主流となっており、現時点では既設林道を利用することで、木材搬出には十分対応できると考えております。

今後、森林施業のための林道開設等の必要が生じる場合には、計画の見直しを検討してまいります。

〔基盤整備部長 森英樹 着席〕

○7番（住田清美）

私は、今まで広葉樹のまちづくりとか森林環境譲与税について、質問させていただいておりますが、そのときもまた、人材育成については質問をさせていただいたんですけど、昨年12月にも一般質問したときには市内の林業従事者、林業従事体は5社、そして森林の技術者は38名ということになっております。その後、増減はあると思いますが、市内面積の9割を占める森林整備をこの三十数名で行っていくようには本当に限界があるのではないかと感じております。今、アカデミーの修学資金は、ことし設けられましたけれど、その他にさらにまたいろいろまた森林組合さんとか林業施工者の方と相談しながら、さらに令和4年度にはステップアップしてくださるということで、どれだけでもふえていくことを期待するんですが、その中で女性の林業従事者というのは、全国的にも白書とか見ますと少ないんではありますけれども、意外とこの女性の林業従事者の加速というのも今後の課題となっておるということでした。それで、令和2年度には林業に関わりのあるすべての女性が気軽に集い、学び意見を交わしあえるとい

うことを目的として森女ミーティング。森の女性と書いて森女ミーティングというのも開設されたようでございます。チェンソーを持ってバリバリ森林の中に入っていきくと直接結びつかないかもしれませんが、こういった森に興味を持つ女性たちをふやしていくことも1つ施策ではないかと思っておりますが、このへんについて直接、従事者の増減につながるわけではないと思いますが、ちょっとこのへんについてはどう考えていらっしゃるかお尋ねしたいと思います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

住田議員おっしゃるとおりですね、女性の活躍というのも林業の現場でいかせるところはたくさんあると思っております。まず今年度もですね、前年度もありましたが広葉樹のまちづくり学校というのもやっております、そういったところでもですね、飛騨市の林業について発信する場でもありますので、全国の女性のもですね、林業者が活躍しているさまざまな情報も収集しながら、今後ですね、研究してまいりたいというふうに思います。

○7番（住田清美）

2番目の林道の整備についてお尋ねしたいと思います。林道が幹となって、まあそれぞれ枝葉的なところに作業道というのをつくっていくと思うんですけど、なかなかその山に関わる人たちは山をいかして整備するには、やっぱり道なくしては進まない。それから災害対策のためにも間伐が必要。そのためには林道や作業道が必要ということをおっしゃっておられました。大きな林道は計画も必要ですし、多額の費用も歳月もかかると思うのですが、それぞれ伐採に必要な作業道というのはその都度対応していただけるものなんでしょうか。必要とあらば森林環境譲与税を活用して整備していただけるものなんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

林道についてはですね、基盤整備部所管となっておりますが、それにですね、付随してですね、結局効率的な森林整備のために作業道及び作業路ですね、それを整備する、所管するのは、農林部でございますので、こちらで答弁させていただきたいと思っております。まず、作業路の考え方なんです、もともとは林業経営にあった木を切り出すためにその必要に応じて林道からつけるということが原則でございますので、そういったところに今、市ですと民有林整備事業でそういったところを整備している、支援させていただいているわけなんです、とくに荒れた作業道が実際の課題になっていることも承知しております。現状では、そういったものを森林環境税で整備するような状況に今はなっておりません。またそういったものにあてられるかということも森林環境税のもので、

森林環境譲与税の使い方もこれからですね、どういったふうにしていくかというのも課題になっております。このあたりもですね、今ちょうど全国の事例をですね、見ていると、あてているような自治体もあるようです。このあたりも今後ですね、しっかり研究というか進めてまいりたいというふうに考えております。

○7番（住田清美）

ぜひ、いろんな森林整備するには道が必要だと思いますので、作業路についても、ぜひ検討をお願いしたいというのと森林環境譲与税というのは、ある程度その自治体の裁量的なところに任せられている部分が多いと思いますので、ぜひ、使われているところがあるのならしっかりと飛騨市につきましても作業路整備について環境税も使いながら山で仕事をする人たちがしっかりと施業できるような体制づくりをお願いしたいと思っています。

そして、最後に1つだけ質問しますが、今、未整備森林の整備につきましても、未整備森林計画というので、今リスト化して順次意向調査を待って森林の施行につなげていくということところなんですけれど、これってかなりの年月がかかるような気がするんですけど、これってこの後、しっかりと森林リスト化されて、森林整備につながって完了するまでにはたぶん相当な年月がかかるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□農林部長（野村久徳）

ご指摘のとおりでありましてですね、現在ですね、森林簿により未整備森林を確認したところ、1,700ヘクタールの森林が存在しているというふうに見込まれます。このあたりは、結局、条件が悪いところなんです。未整理森林ですので。条件がいいところは、国とか県の補助事業に加え、市のほうで3,000万円の予算を組んで、民有林整備事業で保管してですね、やっていくわけです。1,700ヘクタールの未整備森林なんですけど、実際、今の1年間に実施できる整備は当面は、5～10ヘクタールというふうに見込んでおります。今後はですね、事業主に係る課題を検証しながら事務事業の効率化を図ること等々で何とか少しでも事業量をふやしていきたいというふうに考えております。

○7番（住田清美）

1年に5～10ヘクタールということで、10ヘクタールを整備したとしても単純に計算しても170年もかかるという、これはすごい年月のかかるということで、でもこのツケは今まで私たちがやってこなかったツケでもあるかも知れませんが、今後、子どもたちにしっかりときれいなと言いますか、しっかりとした山で残してあげられれば一番いいことだと思っていますが、皆が認識を新たにして、森林整備に向かっていけばいいのではないかと考えています。飛騨市のほとんどが森ですので、しっかりと、そのへんもまた進めていただければと思います。この森林とか森のことにつきましても、

この後、広葉樹の関係ですとかウッドショックを絡めて質問される議員の方もみえますので、また違った視点から森林整備について有意義な意見が交わされることを期待して私の一般質問は以上で終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◆休憩

◎議長（澤史朗）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

ここで休憩といたします。再開を午後2時30分といたします。

（ 休憩 午後2時24分 再開 午後2時30分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。

1番、小笠原議員。なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔1番 小笠原美保子 登壇〕

○1番（小笠原美保子）

議長のお許しを得ましたので、質問させていただきます。

はじめに新型コロナウイルス感染症により多大な影響を受けられた皆様に心よりお見舞い申し上げるとともに日夜、感染拡大防止にご尽力をされている医療従事者及び関係者の方々には深く感謝申し上げます。一日も早く新型コロナウイルス感染症が収束し、国民の暮らしが平時の状態に戻ることを祈念し、私の質問をさせていただきます。今回は、2つに大きく分けて質問させていただきます。まず、はじめに、災害時における避難場所の体制、適応力についてです。

2020年5月、内閣府男女共同参画局が旧指針を改定するかたちで「災害対応力を強化する女性の視点・男女共同参画からの防災・復興ガイドライン」が策定されました。1995年に発生した阪神淡路大震災、2004年の新潟県中越地震、そして、2011年の東日本大震災を通じ、女性や要配慮者の方々への課題が認識され、社会的に共有されたことから、2013年に「男女共同参画の視点からの防災・復興の取り組み指針」が制定されました。この指針策定の検討会には、阪神淡路大震災、新潟中越地震での経験を持つ委員も参加され、数多くの議論を重ねることで多角的な視点が盛り込まれました。その後、政府の方針がしっかりと提示され、防災関係者にもその重要性が認識されて、国や自治体の「防災基本計画や避難所運営マニュアル」にも反映されました。男女の違いのニーズに配慮した対応が行われることで防災や減災、災害に強い社会の実現に

なるのではないのでしょうか。

さらに、高齢者・障がいをお持ちの方・乳幼児などの要配慮者の支援においても十分に配慮することも不可欠です。特に避難所では、衛生面やプライバシーの問題、必要な物資や支援が提供されない、女性や子供への暴力や性的被害の発生など、数多くの事例や問題が指摘されています。女性の視点を取り入れて、男女が共同して行う避難所の開設や運営のあり方などの対策が必要ではないのでしょうか。その点についてお尋ねいたします。

まず1つ目は、避難所でのプライバシー確保についてです。避難所では、多くの方が狭い空間で共同生活を行うこととなりますが、避難者のプライバシーを守ること、女性や子育て家庭等に配慮し、安全安心の工夫を行うことが求められます。過去の震災において女性へのアンケート調査によると、「着替える場所がない」「男性の目が気になり下着を干すことができない」、「授乳スペースがない」等の報告もされています。また、さいたま女性防災フォーラムの事例報告では、避難所は設営を一度してしまうと、女性専用スペースの配置換えが難しいことから、初動時に設置するよう対策やマニュアルに事前に明記する必要があることとあります。以上の点をふまえ、飛騨市としてのお考え、取り組みをお尋ねいたします。

2つ目は、女性用品や妊産婦・乳幼児用品の備蓄についてです。女性は、男性とニーズの違いがあり、妊産婦や子育て家庭にも配慮することが望まれます。飛騨市での女性用品や子育て家庭の備蓄状況を伺います。

3つ目は、女性職員や女性消防団の配置についてです。避難所等において、女性や子ども・高齢者が、不安や要望等を相談しやすい環境が必要だと思われれます。熊本地震時での事例では、物資担当者が男性だったため、女性が恥ずかしさから生理用品や下着をもらいに行きづらかったこと。また、男性に女性用品の知識が乏しいため、女性の要望に応じた支援物資の供給ができなかったりしたことが報告されています。以上のことから、避難所の運営管理において必要な場所に、女性の配置もしていただくことも求められます。飛騨市のお考えと対応を伺います。

4つ目は、女性や子どもの安全についてです。過去の災害では、女性や子供への暴力、性的被害が多数起きたことが明らかになっています。このことから特に、トイレ・更衣室・入浴設備・就寝場所は昼夜問わず安心して使用できるよう、目の行き届く場所への設置や、暗がりでは照明をつけるなど、防犯や安全面に配慮が必要となります。犯罪を起こさせない環境をつくるためのお考え、取り組みを伺います。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

災害時における避難所の体制・適応力について、4点のご質問がありましたので、私

のほうから答弁させていただきます。まず1つ目、避難所でのプライバシー確保について。災害時の避難所には、多くの市民の方が避難をされ、狭い空間での共同生活となり、プライベート空間の確保は重要になってきます。

避難者の全体に対しては、主として家族を基準単位として、段ボールによる間仕切りを計画しています。この段ボールの確保については、令和2年に市内の折長段ボール株式会社様と協定を締結しており、体制が整い次第、供給されるようになっております。

また、発災直後の対応として、議員ご指摘の女性の更衣、授乳、洗濯物の干し場等として、市内17カ所の防災備蓄コンテナ内に3張ずつ、屋根付きの2メートル四方の室内用テントを配置しており、今年度内にさらに51張を調達し、6張ずつ保管する体制を保持するようにしております。1カ所の避難所内で不足する場合には、他の防災備蓄コンテナから転用するように考えております。発災後4日目以降は、国・県の支援を受けられるようになり、環境はさらによくなると考えております。

2つ目、女性用品や妊産婦・乳幼児用品の備蓄について。女性用品については、6月1日の段階で市内に4万3,358枚を防災備蓄コンテナ等に分散配置しております。これは、市内の女性の20パーセントが3日間使用する量を算定して決定しました。発災後4日目以降は、国・県の支援を受けるようにしております。妊産婦に関しては、基本的に福祉避難所に避難するものとして、エアベット、枕、間仕切り用テント等を配置しています。乳幼児用品については、令和元年度から、液体ミルク480本をハートピア及び各振興事務所に配置しており、さらにこれを補完するため、キューブ状になった固形ミルク1,920袋を配置しています。また、使い捨ての哺乳ボトル480本をあわせて準備しています。その他、避難者が携行した粉ミルクを使用できるように、カセットコンロ、やかん、ペットボトルについても各防災備蓄コンテナに配備して、普段と同じような授乳ができるように準備しています。紙おむつについては、幼児用1万1,551枚、児童用1,904枚を分散して備蓄しております。

女性職員や女性消防団の配置につきましては、市の女性職員については、市が開設する指定避難所に数名ずつ防災当番として配置しております。女性消防団員については、指揮系統が異なるため、市としては特に指定していません。

また、5月に飛騨市防災士会と協定を結んだことにより、避難所における支援を受けられることができるため、女性防災士に積極的に活動していただけるよう、今後、協議していきたいと考えております。

4点目の女性や子供の安全について。過去の大規模な災害においても、女性や子どもの安全については問題になっております。避難所運営においては、運営について女性にも参加してもらい、避難所内の環境整備に助言をお願いしたいと思います。その中心になるのが女性防災士と考えています。設備的には避難所内においては、屋内テントを活用して安心して更衣、授乳や下着等を干せる場を確保したり、トイレについても男性とは離れて明るい場所に設置するように計画しております。就寝は基本的には家族単位を

基本として、間仕切りを設置するようしております。入浴施設については市に能力がないため、自衛隊に依頼して入浴施設を設置・管理をお願いすることになります。また、ここ数年で飛騨警察署にも女性警察官が配置されたことにより、避難所内の巡回や相談に応じていただけるよう調整を進めています。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。備蓄がかなり行き届いていて、きめ細やかだったので少し安心いたしました。家族単位で基本的には避難所で過ごすということでダンボール会社さんとの提携もされているということなんですけども、やっぱりコロナ対策も踏まえて何ていうんですかね、今までみたいにぎゅうぎゅう詰めではなくて、一軒一軒の間というものはかなりスペースをとられると思うんですね。その上でダンボールを使うという話だと思うんですけども、そのところは備蓄を手配されるという話だったのですけれども、もともとはコンテナとかには入れてはあるんでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

備蓄コンテナの中にはダンボールについては置いておりません。これは、保管等、湿気の観点があって、おくようにはしておりません。ひとつ、その代わりとして、間隔をとるために養生テープ、これを750メートル分、それぞれのコンテナに保管をして、家族単位でひとつひとつ間仕切りをとる。2メートル開けて、次の家族分をとるというふうにしております。また、折長段ボールさんのほうにお伺いしたところ、ある一定数については会社のほうでも備蓄をして、すぐ出せるという状況であります。また、ないときには、板段ボールについてはすぐ供給できるということなので、当面、それを持って間仕切り。生産体制が整ったら、それを提供いただけるというような手はずになっております。

○1 番（小笠原美保子）

あと、前に伺ったときに女性職員さんが防犯ブザーを各々持っていらっしゃるというのは伺ったんですけども、その避難所で例えば夜中におトイレに行きたいとかといったときには市民の方も手元にあると安心かなと思うんですが、貸し出しをされるのか。備蓄に入っているのか。そのへんをお尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

現在のところ、備蓄のほうには、数については揃っておりません。これについては、ある程度、長期と考えられる場合は、やっぱり避難所生活が長くなりますので、そのときについては、それについて緊急調達をしまして必要に応じて配布というかたちを考え

ております。

○1番（小笠原美保子）

わかりました。私は、この今回は、女性の目線のことでお尋ねをしたいなと思ったんですよ。普通の備蓄の話でしたらほかの議員さんも何度もしてらっしゃるし、よくわかってらっしゃると思うんですけども。何でかという、その熊本の地震のときにやっぱりその性的被害とか暴力というのが、もう世の中に問題になっていたんで、避難所にポスターを張ってあったというのをちょっと調べたら出てきました。そのポスターを見ることで、周りの方々も意識が高まりますし、被害が減ったりとか起きなかったりということがあると思うんですね。なので、その緊急時にポスターというのも大変なことかもしれないんですけども、そういったものは事前に用意とかはされていますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

被害を防止というのは、おいておりませんが、例えば、「これは女性専用です」とかというものについては、避難所の開設セットというのがありまして、その中に掲示物をして一応準備しております。また、それを抑止することということで、先ほどの答弁でも申しましたけれども、警察官とかに巡回してもらうのとあわせて、避難所生活が長くなればなるほどそういうことも必要になってくるので、それはまた避難所運営の中で、そういうものを準備するということになってくると思います。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。物資が届かないとか、とりあえず直後にその何かを我慢しなきゃいけないというのは、皆さんが一緒なので我慢ができるんですけども、例えばセクハラにあったり、災害以外のことで被害にあうというのは絶対にあってはならないと思うことなんですね。私、インターネットで調べたことでしか、手元にはないんですけども、その中でやっぱりその性的被害というものが、都会も田舎も関係なく起きていると。しかも、田舎ほど何と言うんですかね、避難所ってご近所さんみんな同じところへ行くじゃないですか。顔見知りの犯行というのがすごく多かったと。顔見知りだったので大きな声をあげられなかったと。我慢をしたとか、我慢をなさいと言われてつらかったというお声がとても出てくるんです。本当に読んでいて胸が痛かったんですけども、泣き寝入りせざるを得ない状況というのもやっぱりあってはならないと思いますし、そういった場合に、今、そう、何ですかね。みんなで目を光らせてパトロールしたりとかというのももちろんしてくださると思うんですけども、万が一のときのその相談窓口というのをすぐ設定できるようにっていうのはしていらっしゃるのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

相談窓口等については今後避難所運営をしていく中で、そういうことも検討する必要があると考えております。当然、先ほど申しましたように警察の姿を見せるというのかなり抑止になりますので、そこは女性警察官等も含めて、期待するところであります。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。ぜひよろしくをお願いします。あとは、妊婦さんが福祉避難所のほうへ行かれると思うんですけども、その基準が違うのかもしれませんが、例えば、その乳幼児、本当にちっちゃい赤ちゃんとかだと集団生活の中で泣いたりするのがやっぱ何ですかね、気が引けるので車で避難しとこうかとかということになりがちかなと思いますし、あと私が心配しているのは、1人でお子さんを育ててらっしゃる若いお母様とかは、今のその避難所に限らず、普段生活をしているときだけでもセクハラにあうことは冗談抜きで本当にあるんですね。なので、できればそういった方たちに配慮していただいて、要配慮者のほうへその避難所も考えていただけるとありがたいと思うんですけどもいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

特に妊産婦とか、小さなお子さんのお持ちの方、当然いらっしゃると思います。赤ちゃんとかですと、夜泣き等も当然あって周りに迷惑がかかるということで、避難をされないということもあるんですけども、一応そういう場合等につきましては、一応、昨年度、市内の旅館業者と協定を結びましたので、逆にそういう方々については、そういうようなホテル等のほうに避難していただくというのを一応考えております。

○1番（小笠原美保子）

ぜひお願いします。そうですね、車中泊は車中泊でまた問題もあると思うので。そういったきちんとやっぱ生活ができる場所というのが数多くあると安心だと思いますので、ぜひともよろしくをお願いします。家庭のニーズもそれぞれ違いますし、その必要なものというものは、本当はご自分で手元にちゃんと用意しとくのが一番望ましいと思うんですけども、とっさのときなので、思いもかけなかったりするとたついちやったということも多くなると思います。そういったときのためにも、ぜひ、あの、しっかりと意識を高めてきちんと対応していただけると心強いと思いますので、よろしくをお願いします。

次の質問に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症ワクチン接種と差別についてお尋ねいたします。現在ワクチン接種が行われておりますが、全国民に行き渡るのは来年までかかるのではないかとの予測もあります。このことからワクチンの集団免疫効果が出るのは、まだまだ先の話であり、感染拡大は当面、続くことが予想されます。さらには感染しやすく重症化する

変異株も広がっており、今後、現在のワクチンが効かない変異株が出てくる可能性も十分に考えられることから、ワクチン接種が進めば、新型コロナウイルス感染症が収束するかどうか、未知数と考えられます。その一方で、ワクチン接種したか未接種かによって、新たな差別が生まれるのではないかと指摘されております。実際にアレルギー体質や持病のある方などは、ワクチンを接種したくてもできない方も多く、接種できないことで不安に思っておられます。

また、ワクチンは100パーセント安全なものではなく、少なからず体に有害となる副反応があり、その危険性から接種をしない方や個人の心情に基づきワクチン接種をしないという選択をする方もおられます。「接種するか・しないか」という個人の選択の自由は認めるべきものであり、最大限に尊重するべきであります。現状は「職場で断りにくい」等とお声も伺っております。

飛騨市においては「みんなにやさしいまちづくり宣言」がされ、差別をしないということを啓発していただいておりますが、ワクチン接種の有無で何らかの差別や偏見、理不尽な処遇などが起こることは絶対にあってはなりません。

長引く新型コロナウイルス感染症の影響で仕事や生活様式が一変し、感染への不安や今後の先行きを心配されている中において、ワクチン接種に期待をしておられる方も多いと思われまます。

以上のことをふまえ、新型コロナウイルス感染症についての対応をお尋ねいたします。

まず、1つ目は、ワクチン接種の今後のスケジュールについてです。先ほどの葛谷議員と重複をしますが、通告どおり質問をいたします。高齢者にとっては予約をとることが大変とお声も聞いています。また今後、ワクチン接種がどう進むのか知りたいという方も多くいらっしゃいますので、今後の流れをお尋ねいたします。

2つ目は、ワクチンの有効性や安全性への見解についてです。ワクチン接種にあたり、副反応などの不安を抱えている方が多くいます。また、予診票とともに送付された新型コロナワクチン予防接種の手引きの中に、ファイザー社製のワクチンの効果の説明がされています。その文章に、「現時点では感染予防効果が明らかになっていません」とあり、副反応についても「本ワクチンは新しい種類のワクチンのため、これまでに明らかになっていない症状が出る可能性があります」と明記されているため、不安も膨らんでいるようです。接種するか決めかねている方のためにも、ワクチンの有効性や安全性への見解を伺います。

3つ目は、新型コロナウイルス感染症への差別防止についてです。飛騨市において、新型コロナウイルス感染症への差別がされないよう「みんなにやさしいまちづくり宣言」が出され、誹謗中傷等がおこらないように迅速な発信や対処がされており、市民の安心につながるよい取り組みだと思えます。一方、感染者が出た場合に、どこの誰なのかとのお問い合わせが多数あり、また、他県から飛騨市に訪問された方への風当たりが強いなど、過敏になっておられる方が多いのも事実です。さらに、平井デジタル改革担当大臣は、コロナ

ワクチンの接種歴を示す証明書の発行についても「接種データは自治体ごとに管理しているので証明書を出すとしたら自治体が出すことになる」と述べています。接種履歴は個人情報であり、さらに差別につながると思われますが、どうお考えでしょうか。

4つ目は、新たな条例の制定についてです。不当な差別や偏見をなくすため、参考資料1のように兵庫県加東市では「新型コロナウイルス感染症をはじめとする感染症の患者等の人権を擁護するため、基本理念と市の責務、市民や事業者の役割を定め、人権の侵害を未然に防止する」ことを目的とし、本年2月に「感染症の患者等の人権擁護に関する条例」を制定し、差別のない安心安全なまちづくりに向けて市の責務と市民及び事業者の役割を定め感染症患者等の人権の擁護を進めております。飛騨市でも差別をおこさせない条例が必要となると思いますが、どうお考えでしょうか。以上、4点、お尋ねいたします。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、2点目の新型コロナウイルス感染症のワクチン接種と差別についてお答えをいたします。

まず、1点目、ワクチン接種の今後のスケジュールについてでございます。先ほどの葛谷議員の質問に対する市長答弁と重複しますが、現在65歳から70歳の高齢者の接種予約の準備を進めているところで、国の要請どおり、7月末には高齢者の接種が完了する見込みです。

その後は、第1優先順位として、国や県が示す優先内容を踏まえ、基礎疾患を有する者及び社会福祉施設等の従事者の予約及び接種を行い、それ以降は、市独自の接種順位を定め、第2順位として、子どもと直接接する機会の多い業種の従業者の方々などを優先してまいります。

さらに、第3順位は60歳から64歳までの方、第4順位は社会機能の維持に必要な業種の従事者を対象とし、その後は16歳から59歳までの方について、年齢の高い順から予約及び接種を行います。現在、市が考えています接種計画は以上ですが、ワクチンあつての接種ですので、今後はワクチンの配分状況を注視しながら進めていきたいと考えています。

続きまして、2点目、ワクチンの有効性や安全性への見解についてお答えをいたします。ワクチンの有効性や安全性については、さまざまな意見が一定数あることは承知しており、不安であるとの声も少数ではありますが、市にも寄せられております。こうした不安の原因を見ておりますと、さまざまなホームページやSNSでの発信を根拠にされている方が多いように感じますが、市としては、これらの情報が正しいかどうかを調査・判断するだけの能力も人材も持ち合わせていないことから、あくまでも国が専門家の知見や研究機関での分析を踏まえて発表される内容を前提として、市民の皆様に情報

提供などを行っているところです。このうち、有効性につきましては、当初は重症化のリスクを下げる効果があるとされていましたが、現在、接種を行っているファイザー社製のワクチンについては、発症予防効果は約95パーセントと報告されています。感染予防効果につきましては、承認前の臨床試験では確認されていませんが、政府分科会の尾身会長は、「外国のデータからかなり効果がある」と述べられています。

安全性については、頭痛、関節や筋肉の痛み、注射した部分の痛み、疲労、寒気、発熱等があります。また、まれに起こる重大な副反応として、ショックやアナフィラキシーがあります。

医療従事者等の市職員につきましては、既に2回接種済みであり、その副反応に関するアンケート結果を市のホームページに掲載しています。結果は、2回目の方の副反応が多く、症状も重いようです。ただし、重篤な副反応はなく、病院受診にまでつながったケースは5パーセントという結果でした。

また、現在までに飛騨市では重大な副作用については、報告されておられません。万一、ワクチンの接種によって健康被害が生じた場合には、国による予防接種健康被害救済制度が備えられています。

続きまして、3点目の新型コロナウイルス感染症への差別防止についてお答えをいたします。ワクチン接種の証明書については、渡航される場合に必要となるため、希望者に対しては、発行するよう国でも検討されていると承知していますが、詳細については、まだ何も説明されておらず、情報もありません。

仮に証明書が発行されることになっても、個人の希望によって発行されるものであると考えており、議員ご指摘のとおり、接種履歴を条件としたサービス利用等については差別の対象となりうるため、今後、国の動向をよく見極めつつ、そうした制度設計にならないように、市としても意見を国や県へ伝えていきたいと思っております。

続きまして、4点目の新たな条例の制定についてお答えをいたします。今回の新型コロナウイルス感染症につきましては、当初よりさまざまな誹謗中傷があり、特に感染者に対して厳しい目を向ける風潮があったため、市では「みんなにやさしいまちづくり宣言」を発出し、感染された方や他県からの来訪者に、やさしい声かけをしていただくよう市民の皆様とともに取り組んできたところです。

この宣言は、メディアでも大きく取り上げられ、現実的に市民の皆様のご意見を伺っている中でも、市の取り組みが広く浸透していると感じています。これを条例化するというということは、十分考えられますが、条例を制定したとしても、罰則規定を設けるような条例ではなく、やさしいまちづくりをしましょうというような抽象的な宣言条例となると考えられます。また、今回の新型コロナウイルス感染症における差別防止等の対応については、状況に応じて臨機応変に取り組む必要もあり、現時点では、こうした宣言などの手法によって、より広く市民に周知していきたいと考えています。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○1 番（小笠原美保子）

ありがとうございます。そうですね、副反応のところは、結構気にしていらっしゃる方が多いんですが、今のところ、その重たい症状の方がいらっしゃらないということなので、ここは本当に安心して皆さんも接種をするようになられるのではないかなと思います。結構、さっきのパーセンテージで聞くと、予約をとられている方が少ないように思ったので。そこらへんは打てない状況の方もみえると思いますが、副反応が怖いという意見も多数を聞いておりますので、そういった方々が多いのかなというのも思っております。

差別のところなんですけども、結構その私の周りでもかなりなところがありまして、感染者さんにはわりと優しいんですけれども、他県からいらした方とかでも私の知人も、実は市役所の駐車場に車を停めていたら、フロントガラス割られていました。そういった感じのこともありますし、これからは、今おっしゃったとおり、ワクチンを打った、打たないというところで広がっていくのかなというのはすごく心配しています。なぜかという、お隣の高山さんはもうちょっと進んでいるようで、高齢者の方が打ちたくないんだけど打たないとグランドゴルフに来ないと言われるって。そうやっておっしゃった方が私、実際、聞いたので。これは、本当に気をつけないと飛騨市でも起こりうるじゃないかなと思っているんですけどもどう思われますか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

これまででもですね、誹謗中傷の例えば投書ですとか、どやなボックスとかですね、のようなものが入りますと、市長はですね、みずからメッセージを同報無線なりで、やさしいまちづくり宣言をちょっとお話しさせていただいたりですね、しております。今ほどはお話がありました、今後、今のまん延防止等重点措置がもし解除になりますと、またグランドゴルフ等も活発にやられるということも出てくると思われますが、ワクチンも進んでおりますので、私のほうからも各関係団体にも改めてこのやさしいまちづくり宣言をですね、周知させていただくとともにそういった差別につながるようなことがないように周知啓発をしていきたいなということを思っているところでございます。

○1 番（小笠原美保子）

そうですね、ぜひともその差別だけはあってはならないと思います。いつ終わるかわからない中で接種をしていない方がずっとそういう思いをされるということもあってはならないと思いますし。私、今回のその条例を出させていただいたんですけども、これは何ですかね、みんなで差別しないでねとかそういう関係をするためだけの条例ではないと私は思って読みました。市としての役割であったりとか責任であったりとか事業所の責任であったりとかそういったところをきちんと組み込まれていると思って読んだんですけども、いかがですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

こうした宣言条例というのは、大体役割を書き込みます。それぞれの事業所なり市民なり市役所の役割というものを書き込んで条例化するんですが、先ほども答弁でもありましたけれども、現実には目の前でこう進んで来てずっといるわけでありまして、ここで条例化するということも1つの方法なんですけど、そんなに大きくことが変わってくることはないものですから。1つ、例えば議会と執行部の意思表示としてやるというような意義づけはあると思うんですけども。それによって何か新しいものが付加されるということでは決してないというふうには思っております。市民の役割ということの呼びかけに結局はなってくるわけですし、そこについてずっとこうやってもう本当に長い間呼びかけを行っているのですが、現実的にもこの第4波の中でもですね、そうした感染者を探るような詮索であったり、あるいは感染者の方にはですね、心が傷つくような言葉を投げかけた事例も、もちろんありますし。飛騨市民病院での感染もありましたので、市民病院の職員が、そうした何と申しますか、心に傷がつくような言葉をかけられたという事例も実際にございます。

これはですね、人間社会の中で呼びかけをしても、ある程度、こうどうしても完全に消し去ることは難しいんだろうというふうに思いますけれども。それだからこそですね、粘り強くやっていかなきゃいけないと思いますし。それからそういうときに大事なことは、まず常にメッセージ申し上げてきたんですが、自分が感染したと思ってくださいと、あるいは、その感染者が自分の家族だと思ってくださいと。同じ言葉かけられますかと。こういうことをずっと申し上げてきたわけで、おおよそ弱い立場にある人たちのサポートというのは、常に自分事として考えるというのは基本中の基本ですから、そうしたことを呼びかけるということは今後も引き続きやっていきたいというふうに思っているところでございます。

○1番（小笠原美保子）

ありがとうございます。そうですね、市長の呼びかけは周りの近辺の方々からも評判はとてもいいので、本当にありがたいなと思っています。だからこそなんですけども、宣言よりは市民の方が重く受け止めるのが条例かなと私は思ったんですけども、そのところはちょっと水掛け論になると思うので。と思ったという話でさせていただきます。いつ収束するかどうかはわからないんですけども、何よりも、その市民の皆様が本当にいろいろなことを不安に思っちゃって、その中でさらに差別があるということにならないように。あとはやっぱり経済的な活動の制限もそうなんですけども、先行きが本当に不安でならないっていう方が大勢いらっしゃいますので、そこらへんのところ、やっぱりひとりひとりのご意見聞きながら寄り添っていきなるといいなというのを思っております以上で私の質問は終わらせていただきます

〔1番 小笠原美保子 着席〕

◎議長（澤史朗）

以上で、1番、小笠原議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（澤史朗）

暫時休憩といたします。再開を午後3時15分といたします。

（ 休憩 午後3時12分 再開 午後3時15分 ）

◆再開

◎議長（澤史朗）

休憩を解き、会議を再開いたします。

10番、野村議員。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは通告に従い質問します。

言うまでもなく、行政運営であれ、選挙運動であれ、政治は全て結果責任。そして責任の取り方は言葉だけでは市民の納得と協力は得られない。そして市民と真摯に向き合わないと危機感が共有されない。飛騨市の人口は、この10年間で4,132人の減少で、年間平均413人減り続け、井上市長時代の5年間は1,985人で、年間397人の減少。しかし、都竹市長に変わったこの5年間は、2,147人で年間430人の減少が続き、市の人口減少が一段と加速しています。このままいくと、7年後の人口は、2万人台を割り込み、厳しい労働供給力不足と消費需要不足時代に突入し、飛騨市の地域経済に悪影響が出ることは確実です。市内各地での高齢化と農業従事者等の減少等により、JAひだのコープ事業の赤字経営が続きで、ガソリンスタンドが併設されていた山之村をはじめ袖川・森茂の営業所を廃止し、古川・河合・宮川・杉崎・信包の支店の生活・営農資材店舗も閉鎖して3年が経過しています。消費需要不足により古川町内の飲食店と酒の小売店がここ5年間で、10店舗以上が店じまい。この2月に2軒の飲食店が閉店し、観光客や地元の人に人気だった「とと家」さんが古川町殿町から高山での営業展開を決断され、4月20日にオープン。客席数は、今までの倍以上になりまして、古川の人もし立ち寄られ、実際私も行ってきました。昼食時には2回転、3回転するなど好調なスタートで、恐らく高山での人気店になるでしょう。最近市内で目立つのが空き家などの売り物件の看板で、人口減少と地域活性化対策をとらないと空き家・空き地がどんどんふえるでしょう。

私は今回、持続可能な地域づくりを学ぶため、多治見市のロケツーリズムを活用した地域振興や稼ぐ観光都市を目指す恵那市のDMOの取り組みと富山県南砺市のSDGsの取り組みとほか6自治体を訪問して、参考になったところも取り入れ、コロナで一段と疲弊した地域経済をどう支え、元気を取り戻すかの視点で大きく3点を質問します。

まず、1点目、飛騨市の組織運営と指定管理のあり方について。明治安田生命保険の調査で新型コロナウイルスの影響で国民の3人に1人の年収が減り、貯蓄額は3年ぶりに減少と発表。飛騨市内のある店では、5月は2週間お客さんは全くゼロで、また別の店では、1日の売り上げが夕食のおかずくらいというようなことを聞きました。悲惨な状況が続いています。都竹市政になって5年経過、しかし財政力指数は相変わらず岐阜県下21市ある中で、最下位の0.31で人口が毎年430人も減り続けているのに市の組織と指定管理費用は逆に大きくなっています。そこで5点を問います。

1つ目、3年後飛騨市はこうあるべきグランドデザインについて。1期4年間の人口動態・財政運営・地域経済・福祉事業等を検証し、市長は当然3年後の飛騨市はこうあるべき、そういうグランドデザインを描かれていると思います。そのグランドデザインとそれを実現させるための戦略と戦術を具体的に示して下さい。

2つ目、飛騨市の組織運営は身の丈に合ったものにすべきだと思います。2期、8年の井上市長時代の市の組織は8つの部に20の課だったのが、都竹市長5年で9部29課制となり1部9課がふえ、それに伴って部長・参事・課長級の職員が大幅にふえています。当然、人件費もアップし、市長は任期残り3年間で35課以上までふやすおつもりですか。私は、飛騨市の人口減少や財政面からして、課の新設ではなく統廃合の時期だと思います。したがって、これからは身の丈に合った組織運営を市民は当然求めてきます。その点はいかがですか。

3つ目、なぜ岐阜県からの派遣職員はゼロになったのですか。3月まで県から2名の職員が派遣されていたのに、今年度から1人も派遣されない状態が続き、「なぜ、なぜ」の声を多く聞きます。中でも岡部企画部長は職員にも評価が高く、私も彼の飛騨市での活躍を期待していた1人です。今後、彼のように有能な職員を岐阜県から派遣してもらえないのですか。また、課長級も今後、派遣はないのですか。

4つ目、奥飛騨山之村牧場にコロナ支援金が支出されないのはなぜですか。山之村牧場は、現在、岐阜県からの要請を受け5月29日から臨時休業されています。コロナ支援金として6月補正で7施設に800万円の中にも入っておらず、また、昨年度もコロナ影響を受け、経費削減等非常に経営努力をされた山之村牧場に対してコロナ支援金ゼロは、私は不公平だと思います。

一方、このコロナ禍、宅配弁当は好調で、平成29年度弁当事業、フランチャイズのやどかり弁当だけで1,729万円の売り上げ実績があり、それほど大きな影響が出ていないと思われる味処古川に対してコロナ支援金が昨年度で297万円、今年度105万円、トータルで402万円が支出されるのになぜ山之村牧場にはコロナ支援金が出さ

れないのか。味処古川に402万円支出の根拠とあわせて示して下さい。

冒頭でも述べたように民間のお店は売り上げがゼロの日が続き、夕飯のおかず程度の売り上げ等、市民は悲惨な日々の中、家賃や税金等を納められています。改めて「とと家」さんが古川の店を閉じて高山に進出されたことが理解できますが、市長はどう思われますか。

5点目、ポストコロナの指定管理施設のあり方について。現在、指定管理施設が市内46施設あります。急激な人口減少やまたコロナ影響の中、健全経営というのは、なかなか厳しい時代を迎えています。そこで今後の飛騨市の人口・財政・地域経済と各施設のメンテナンス費用等総合的に検討し、売却も含め統廃合等、再構築するときではないでしょうか。また、コンサル会社へ約9,000万円の費用を支払って、各施設の経営計画の指導を受けて6年以上が経過していますが、その成果は具体的に出ているのでしょうか。もし、あればその施設を教えてください。一昨年、6月議会で私は4町からそれぞれ1施設を選び、民間に売却したらの問いに対して、市は個別交渉で行うと回答しています。2年が経過、その間、具体的な交渉はされたのでしょうか。そして、3年後も市の指定管理施設は今の46施設のままでの状態で進まれるのですか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。都竹市長。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは1点目から3点目、3点ご答弁申し上げます。

まず、1点目、飛騨市のグランドデザインについてということでございます。私の1期、4年間も含めまして、平成27年度から令和元年度までの計画でありました「飛騨市第二次総合計画後期基本計画」、「飛騨市まち・ひと・しごと創生総合戦略」について検証いたしまして、その後継として令和2年度に「飛騨市総合政策指針」を策定したわけでございます。これがまさしく議員がおっしゃられる市のグランドデザインと実現するための戦略を示したものでございます。本指針では、将来像に「みんなが楽しく心豊かに暮らせるまち」を掲げまして、人口ビジョンの改訂、将来像実現のための基本姿勢や行財政運営の方針、行財政改革についての考え方を述べまして、各政策については「元気であんな誇りの持てるふるさと飛騨市」の3つの柱を細分化し、方向を示したところでございます。戦術にあたる具体の施策につきましては、毎年の政策協議と予算編成の中で肉づけを行うという考えをこの中でお示ししております。特に昨年度来、新型コロナウイルスによる市民生活等の影響も注視しながら、適切なタイミングで具体の施策を検討・実施しているところでございまして、各施策の詳細につきましては、これまでも具体的に都度ご説明させていただいておりますので、これらをご参照いただければと思います。

2点目です。組織運営の問題でございます。組織運営のことにお触れになったわけで

すが、まず、組織構成のあり方と人件費は別に議論すべき問題でありまして、課の数がふえれば、職員数がふえるということではございません。

このうち、人件費総額については、職員定数でコントロールしているところでありまして、今後は定数が同じでも、人数が多い世代の職員が40代後半から50代に差し掛かってくるという年齢構造から、給与総額が全体的に上昇傾向になってくることを考慮しなければいけないということです。したがって定数に加えて、人件費総額31億円のキャップの中でコントロールする、そういった方針を飛騨市総合政策指針の中でも示しまして、記載をしているところでございます。

一方で、組織につきましては、効果的に政策を遂行していくためにどのような体制がベストであるのかを論理的に考えて決めていくべきものであると考えております。これまでの例をあげますと、例えば農林課を農業振興課、林業振興課、畜産振興課に分けたことでありまして、教育委員会ではスポーツ振興課や文化振興課、これはもともと生涯学習課の中に含まれていたものですが、これを分散したということでございます。これは明らかに異なる業務を1人の課長が束ねて、それぞれの分野を係長が担うのでは、政策的にも十分に深まらないとの判断から、必然的に課がふえる結果となったものですが、定数はふえておりませんし、政策的には専門性が高まり大きな効果を発揮していると捉えております。

なお、現在のところ、管理職員の数のバランスの上からも、課の数をこれ以上ふやす予定はしておりませんで、本年度の組織見直しにおきましても、秘書広報課を総合政策課に統合し、食のまちづくり推進課を設けましたように、課の総数を変えない中で対応しているところでございます。

3点目です。岐阜県からの派遣職員の件です。岐阜県からの派遣職員がなぜゼロになったのかというお尋ねでございます。ちょっと前から順を追ってお話したいと思うのですが、県からの職員派遣につきましては、私が就任した時点で、建設課長1名を古川土木事務所との交流人事で派遣していただいていたということでございます。

しかし、私自身が県の出身ということもございまして、さまざまな分野での交流をしたいというふうに考えまして、直接県にお願いをしてふやしてきたということでございます。このうち、林業振興課長につきましては、課を新しく新設いたしましたので、最初の道筋をつけられる人材をお願いしたいというふうをお願いしまして、もともと2年任期で2人まで、計4年という約束をしておいたわけでありまして。今回、二木課長が帰任して、その期限が満了となったということでございます。ですので、これは予定どおりと、こういうことです。

次に、企画部長であります。一昨年当時、総務省から派遣いただいていた御手洗部長が、もともと1人、2年までというのが総務省のほうの条件であったのですが、帰任されることが決まっておりましたので、後任の人材を県から得たいと考えまして、一昨年度の終わりに、これも派遣期間が終わる予定であった観光課長を企画部長に切り替え

てほしいというふうに県庁にお願いをいたしました。県の派遣人事というのは基準がございまして、市への部長級の派遣というのは、県の課長職になります。

したがって、そういったお願いをしたのですが、河合副知事、それから当時の人事課長、私の部下だった職員ですが、このおふたりからは、県全体で課長職が不足しているので派遣は大変難しいですよと、こういうお話をいただきました。課長補佐レベル、つまり市の課長レベルではどうかという話をもらったのですが、市の人事構想として、部長級の大量退職を控えておりましたので、次に昇格させられる層の職員の経験年数が浅いという事情もございまして、どうしても部長級職員が必要であったということで、難色を示されていたのですが、何とかお願いしたいということで、無理に無理を重ねまして、昨年度、岡部部長を派遣いただいたというのが経緯でございます。

ところが、昨年の秋の早い時期でございますが、これは明らかにしていなかったのですが、岡部部長ご自身のご家庭の事情もありまして、年度末で帰任せざるを得なくなったというお話を頂戴しました。これは本人、そして飛騨県事務所長からお話があったわけでございます。私としては、当然後任をお願いするというので県にお願いをしておいたわけでございますが、2月に入りまして、コロナ対策で臨時組織、管理職ポストを多く新設したために、管理職の人数が非常に厳しいと、これは県全体なんです、市町村から派遣管理職員を引き上げたいという旨の打診があったわけでございます。先ほど申し上げましたように、前年にかなり無理に無理を重ねてお願いしていたという事情がございましたので、状況は重々理解もできましたし、また、私自身県庁内の事情はよくわかっておりますので、これは、今年度さすがに無理は言えないだろうというふうに考えました。しかも、今年度は県職員から転職で市役所に就職してくれた職員が管理職相当の者を含め2名おりますので、これはいたし方ないことだというふうに考えまして、この県からの要請にお応えしたということでございます。

ただ、私としては、市に受け入れるというよりは、市の職員を県庁で勉強させるという意味が非常に大きいと考えておりまして、人事交流は必要だと思っております。コロナの状況が落ち着き、県の組織が正常に戻った段階で、派遣の再開を相談したいというふうに考えているところでございます。

4つ目以降のご質問については、総務部長より答弁させますけれども、1点、「とと家」さんの市外移転に対する感想につきましてのお尋ねがございましたが、市の一般事務に関することではございませんし、どんな事情かも存じ上げておりませんので、ここで申し上げることはございません。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

奥飛騨山之村牧場にコロナ支援金が支出されないのはなぜについてお答えいたします。

今回の補正予算で計上した指定管理施設のコロナ支援金につきまして、予算は該当施設の所管部署での計上となっておりますが、支援制度の設計は管財課で行っておりますので、まとめて答弁させていただきます。

今回の新型コロナウイルス対策指定管理者支援金につきましては、令和2年度下半期を算定基礎として支援するもので、一定の条件を満たす指定管理者に対して交付することとしています。

対象となるのは、算定対象期間、昨年10月からことし3月までの収支が過去3年の同期間の平均的な収支より減少しており、かつ、損失が生じている指定管理者となります。奥飛騨山之村牧場に関して所要額調査を事前に行ったところ、算定対象期間の収支に損失が生じているものの、過去3年の比較対象期間の平均収支と比較して損失額が増加していないことから、今回の支援対象には該当しませんでした。また、参考までに令和2年度通期での収支は黒字となっています。味処古川については、対象期間中の収支に損失が生じており、かつ過去3年の収支と比較して損失が増加していることから、今回の支援の対象となったところです。

次にポストコロナの指定管理施設のあり方についてお答えします。

まず1点目の指定管理施設全体のあり方の検討については、公共施設総合管理計画及び公共施設個別施設計画で施設カルテの作成を進めており、その中で、メンテナンス費用等の算出も行いつつあり、これらを踏まえて、今後の施設の方針に反映させたいと考えております。

なお、これは指定管理施設に限らず、全ての施設に対して個別に判断する必要があると考えております。その中でも特に観光系施設については、民間のほうが効果的に運営ができ、条件が整った場合には譲渡という選択肢もあるものと考えております。しかしながら、指定管理施設に限らず全ての施設についての統廃合については、地域の方々や利用されている方々の思いなどもありますので、慎重に進めたいと考えております。

次に2点目、以前に実施した経営コンサルによる改善指導業務については、平成25年度から平成27年度にかけて実施したもので観光系の26施設についての経営改善指導を行ったものです。このうち、廃止や直営化もありましたので、現在も指定管理施設であるのは22施設ですが、これらnお22施設の平成26年度の指定管理料の合計は、2億1,990万円であったのに対し、令和2年度は1億9,254万円と、年間で2,736万円削減されております。また、古川・河合・宮川のそれぞれの地区にあった第3セクター会社が統合し、株式会社飛騨ゆいが発足したことも改善指導業務によるものと考えています。

3点目、売却についての構想につきましては、平成30年度と令和元年度に民間事業

者に施設を実際にごらんいただき、譲渡の可能性を探っていました。具体的な検討も進んでおりましたが、新型コロナ禍の影響で現在は中断している状況です。コロナ禍収束後には改めて取り組みを再開したいと考えています。

最後に3年後の指定管理施設の数についてですが、これはその施設の運営を直営で行うのか、指定管理とするのか。あるいは、廃止や譲渡するのかによっても増減するものであり、さらに地域や市民の方々の思いや願いも踏まえて、施設個別に検討していくものでありますので、具体的な数の方針は持っておりません。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○10番（野村勝憲）

それではですね、まず3年後のグランドデザインについてなんですけども。具体的にちょっとお聞きします。今、都竹市長が一番力入っていらっしゃるの、飛騨高山大学の誘致ですね。当然、3年後は、たぶん今の都竹市長の考えでは開校していると思いますが、そうしますと、開校したとしたらですね、市の地域経済にどのような影響を与えているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まだ具体的にですね、開校、これからあの認可申請に至るといふ。これは、私立大学ですから、その内容を見て、また議論していくことになろうというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

もう1つですね、1期目で一番力入れられた、飛騨市こどものクリニックですね、これもですね、3年後はどんな状況になるのかということなんですけども、昨年度で黒字化になるということで、当然私どもですね、議会としても賛成しているわけですけども、3年後の見通しについては、黒字化になるのか、赤字のままでいくのか。そのへんの見通しはどうでしょうか。

△市長（都竹淳也）

黒字化というかですね、これ前回の議会のときも随分議論をいたしました。その中身のそのそもそも診療所会計に入れるべきじゃない部分が入っていたところが一番の問題だった。そこをきれいに修正した。黒字化というような議論をしているわけではございませんし、運営としては基本的に変わらないというふうに思います。

○10番（野村勝憲）

どちらにしても要するにテクニックの話じゃなくてね、やっぱ黒字にしないとそれがやっぱ市長の使命だと思いますわ。

それじゃあ組織についてですけども、私は最も気になるのは、振興事務所の要するに人の問題。やや減っているんじゃないかなと。本庁はですね、たしかに課もふえてですね、人事組織は大きくなっていると思いますけれども。例えば、2町2村が対等合併し

て、既に18年目に入っているわけですが、神岡あるいは河合、宮川の振興事務所はですね、本当にそれぞれの地域ですね、やはり現場対応ができていますのか。ちょっと私は不安な気がするわけですが、まず地域での住民サービスが行き届くように組織の強化、編成をすべきと考えますが、そのへんはどのような考えでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

今回、水上議員からも一般質問の発言通告をいただいていますけれども、恐らく河合と宮川の振興事務所の話じゃないかというふうに思うのですが、ことし実は管理職の先ほどちょっと申し上げましたが、部長の大量退職があって、全体に人数が不足に課長級の職員の数が足りないものですから、今回、所長とですね、課長を兼務するというかたちになっております。ただ、暫定的な措置ですので、その分通常の職員で補っています。一般職員で補っていますので、全体の数は変えずにきております。ただ、内示後に家庭の事情で退職された職員がおりましたので、その分、欠けておりますが、今、中途採用をですね、鋭意進めているところでございます。全体的に振興事務所については、本庁でやっていた部分、本庁でやっていた地域振興事業を持ってもらいたいということで、これまでどんどん仕事を移してきています。なるべく昔の役場のような雰囲気、地域の方々から振興事務所を使ってもらいたいという願いを持っておりますし、お気づきかもしれませんが、振興事務所長に議会の答弁をしてもらったりということもそういった流れの中でやってきているということでございますので、数は全体の中で、これはもう限られた定数の中の割り振りですから、その中で配分していくんですが、私としては振興事務所については充実強化を図りながらやれる中でできる限りのことでやってきているというつもりでおります。

○10番（野村勝憲）

コロナ支援のことでですけども、山之村牧場はですね、県の要請によってですね、現在休園になっているわけですね。そうしますと当然ですね、休園に当たってですね、岐阜県からですね、別に支援金等は、どのようなかたちになっているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます

□総務部長（泉原利匡）

市の指定管理施設につきましては、県の企業の休業要請に対する支援金は出ないということになっております。

○10番（野村勝憲）

どちらにしても厳しい状況だと思しますので、ぜひですね、市の中でですね、しっかりとですね、支援金等も含めてやっていただきたいなと思います。

それでは、2点目のですね、ふるさと創生、持続可能な地域づくりについてです。コ

コロナ禍の影響により、2021年の出生数は70万人台に落ち込み、東京は最低出生率になる見通しです。今後、コロナ感染リスクが高い都会を避け、地方で暮らそうとしている人がふえ、テレワークによって、より広い住環境を求め地方居住への志向が高まっています。都会と地方の人は対流を起こすことが、地方消滅を回避することにつながり、地方を「消滅可能性」から「持続可能性」へと変えることこそがポストコロナの基本戦略で、自然豊かなふるさと北の飛騨をもう一度見つめ直し、森や里山の活用と懐かしい暮らし方の再発見により集落の活性化を図り、持続可能な地域づくりへ第一歩を踏み出すときです。私からの提案を含め6点質問します。

まず1点目、天空の里山之村を飛騨市SDGsのモデル地区にしたらどうでしょうか。最近、マスコミなどでSDGs、持続可能な開発目標の言葉をよく耳にします。視察しました富山県南砺市は、2013年3月「南砺市エコビレッジ構想」を策定し、これは早い時期ですけれども、2019年7月に国の「SDGs未来都市」に選ばれ、その取り組みが、各自治体から注目されて、視察が結構多い状況です。岐阜県では、皆さんご存じのように5月に岐阜市・美濃加茂市・高山市が初めて選ばれ、岐阜県との連携の良さが出て各市民から期待されています。選ばれた自治体は国から最大2、700万円の補助金が交付され、毎年約30都市を選定。いずれ飛騨市も応募する機会があると思いますが、まず山之村にもっと光を当てSDGs飛騨市のモデル地区として売り出したらいかがでしょうか。

2つ目、山之村に「ペットと歩く健康ウォーキングコース」を。私は、平成28年6月議会で「森林セラピー基地」の認定を受け、新たな交流人口を生み出すため、ウォーキングの山之村「天の夕顔」コースを、昨年の12月議会では「ペットと歩く健康ウォーキングコース」を提案してきました。最近、山之村牧場の人から市の担当課の人たちがウォーキングの体験をされたと聞きました。前向きに検討されていると思いますが、見直しをお聞かせください。

3つ目、JAひだAコープ古川店の空き店舗について。Aコープ古川店が閉店して、もう既に3年以上が経過しています。高齢者の買い物に影響が出ており、最近大横町通りでは閉店が続き、人通りの少ないさみしい状況です。中心市街地の活性化の面から、JAひださんはどのような考えで、飛騨市はどのような考えを持っているか示してください。

4点目、日本版DMO法人の地域商社北の飛騨(仮称)を設立したらどうでしょうか。私は過去に外貨獲得のため、観光地域連携DMOを提案しています。しかし飛騨市観光協会の当時の体力では困難との回答から3年が経過しています。持続可能な地域づくり実現には、まず官民一体での汗と知恵が求められ、稼ぐ観光都市を目指すタイミングです。私からの提案ですが、観光協会と商工会議所あるいは商工会を中心に森林組合・JAひだ・JR東海・金融機関などと連携し、地元の各事業者とスクラムを組んで北の飛騨ならではの地域資源を活用し、稼ぐ地域商社を立ち上げAコープ古川店の店舗を本部

として活用したらいかがでしょうか。

5点目、ポストコロナの観光連携と事業展開についてです。このコロナ禍、南砺市の昨年の観光客は3割減の約140万人。これを聞いてちょっとびっくりしたんですけれども。一方、飛騨市は、半減の62万人。

高山市と松本市は体験・滞在型の観光エリア拡大の「松本・高山Big Bridge構想」実現のプロジェクトを国や岐阜県・長野県と連携し、4月に発足しています。基本的に高山市の窓口は上宝事務所らしいですけれども。白川村はですね、隣の南砺市、五箇村がありますから、と広域サイクリング事業を展開しています。下呂市は、このように皆さんに資料がありますけれども、パンフレットをつくって、「下呂に泊まって中津川で遊ぼう」と飛騨の2市1村は隣接の自治体と観光連携を結び、ポストコロナの観光事業を推進しています。飛騨市のポストコロナの観光連携先とその事業を示して下さい。私は過去にも祭りをテーマに提案していましたがけれども、犬山市・高岡市・南砺市と連携して「祭り街道」をつくって、相乗効果を出す観光事業と「北の飛騨路」の旅として国府の四十八滝や安国寺、丹生川の千光寺等と具体的に連携をし、広域での観光事業推進を提案いたします。

6つ目にまちなか観光と飛騨古川まつり会館の運営についてです。このコロナ禍、インバウンドが戻るのは数年先でしょう。国内旅行者をターゲットに「のんびりゆったり北の飛騨路」の旅をPRし、古川のまちなか観光は高山との差別化と飛騨地区での位置がわかるキャッチコピーで訴えます。例えば「ようこそ北の飛騨路へ」、これをヘッドコピーにして、今、壺之町の無電柱化が進んでいますけれども、これと殿町とのまちなか観光を促進するため、「大正・昭和のまちなみ飛騨古川」のコピーで、ネオ・ロマンの旅路として、このネオというのは、根尾君の根尾ではないです。新しいという意味ですからね。売り出したらいかがでしょうか。賑わいのあるまちなか観光にするにはその核であるまつり会館の運営がポイントだと思います。市長は力強く観光を一丁目一番地に「外から人と金を取り込む」と表明して、もう4年ぐらいになりますけれども、まつり会館のリニューアルに約2億円を投じましたが、その成果は残念ながら出ておりません。平成4年に古川まつり会館がオープンした後、入館者はずっとふえ続けていました。最高になったのは、平成14年。これは、NHK連続テレビ小説「さくら」の効果もあったと思いますけれども、1億円以上あった入館料が去年は過去最低の年間300万円です。そこで、提案です。まちなか観光をゆったり楽しんでもらうため、入館料を世間並みの500円にして入りやすくして、まちなかへ導入するということがいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

〔企画部長 谷尻孝之 登壇〕

□企画部長（谷尻孝之）

それでは、私からは1点目の天空の里山之村を飛騨市SDGsのモデル地区に、SDGs未来都市についてのお尋ねでございます。

まず、このSDGs未来都市の制度概要についてご説明いたします。SDGs未来都市とは、SDGsの理念に沿った取り組みを地方公共団体が応募し、内閣府による検討会においてSDGs未来都市に選定されますと地方創生推進交付金の新規申請事業数を1事業追加で申請が可能になるものでございます。

さらに、その中でも特に先導的な取り組みで、多様なステークホルダーとの連携を通じ、地域における自律的好循環が見込める事業については「自治体SDGsモデル事業」として地方創生支援事業費補助金による支援が受けられます。これが、議員の言われます、最大2,700万円の資金的支援でございます。

したがって、この制度は地域を選定するのではなく、取り組みを選定するものであり、県内の実績を申し上げますと、未来都市に選定されておりますのが岐阜県、岐阜市、美濃加茂市、高山市。その中で資金的支援を受けられるモデル事業に選定されているのは岐阜市と美濃加茂市のみということでございます。

そこで、当市においての検討でございますが、昨年度、資金的支援を目的として広葉樹の取り組みについて検討を行いました。他の補助制度の方が有利であったため、そちらに切り替えたという経緯がございます。

SDGsにつきましては、これまでも申し上げておりますが、地方公共団体が実施する事業全てがSDGsの目標を達成するための取り組みであり、飛騨市総合政策指針にも基本コンセプトである「誰1人取り残さない」を落とし込むとともに、政策に対するいわゆるチェックシートのように活用しながら、今後も取り組みを推進してまいりたいと思います。

〔企画部長 谷尻孝之 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 登壇〕

□教育委員会事務局長（野村賢一）

それでは、私からは、ペットと歩く健康ウォーキングコースをについてお答えいたします。

議員ご提案のコースにつきましては、昨年12月定例会の一般質問で答弁させていただきましたとおり、現在、「ペットと歩く健康ウォーキングコース案」も含め、飛騨市4町の特徴を活かした独自コースの設定について検討を行っていただくよう飛騨市健康ウォーキングガイド協会へお願いをしております。

先般、協会の方と山之村牧場へ現地視察をさせていただきましたが、牧場周辺は広葉樹が広がり、景色もよく、周囲約1.2キロメートルの道を歩くことができ、ペットを

連れたウオーキングには最適であると考えております。今後は山之村牧場の方々と調整を行い、イベント型のウオーキング事業から検討を始めてまいりたいと考えております。

〔教育委員会事務局長 野村賢一 着席〕

◎議長（澤史朗）

続いて、答弁を求めます。

〔商工観光部長 畑上あづさ 登壇〕

□商工観光部長（畑上あづさ）

それでは、JAひだAコープ古川店の空き店舗についてお答えいたします。

この空き店舗につきましては、古川駅付近の商業地域の中心にある重要な場所だと考えております。一方で、この空き店舗はJAひだの所有物件であり、JAひだにおいても何らかのかたちで活用を図りたい意向で検討しておられると聞いておりますので、現時点では活用方針が示されることを見守りたいと考えております。

続きまして、日本版DMO法人の地域商社設立についてお答えします。

地域が「稼ぐ力」を持つための推進役であるDMOは、お客様を地域の外から集客し、域内消費を拡大することが最大のミッションであり、市においてもDMO機能の必要性を十分認識しております。DMOを組織する上での必要な課題は、観光産業を主眼に据えたとき、1つ目に地域外から外貨を確実に獲得でき、成長性が見込まれる軸となる観光資源。2つ目に宿泊施設、交通事業者、飲食・商業施設、観光施設、行政など多様な業種を取りまとめる調整機能とそれを担う人材。3つ目に民間企業で当たり前に行っているマーケティング視点に基づいた戦略。4つ目に地域を俯瞰できる視点。これらが必要であります。中心となる飛騨市観光協会では、会長以下執行部が一新され、飛騨市の特色をいかした「稼げるまちづくり」に取り組もうという強い意欲を示されておりますし、今年度より市の職員を観光協会に派遣することで、市と観光協会との連携体制も強化されつつあります。これらを踏まえ、飛騨市観光協会を中心に、地元事業者の皆様とスクラムを組み、「地域で稼ぐ」を基本とし、マーケティングやプロモーションに加え、薬草プロジェクト、広葉樹の森、食のまちづくりなど、新たな地域資源を活用した地域消費の拡大に向け取り組んでまいります。

続きまして、ポストコロナの観光連携と事業展開についてお答えいたします。広域連携については、現在、飛騨3市1村及び岐阜県で構成する「飛騨地域観光協議会」、高山市、高岡市、南砺市、七尾市などユネスコ5大祭連携を中心とした「飛越能経済観光都市懇談会」、高山市、松本市、富山市と連携した「ぶり街道推進協議会」などを通じ、広域周遊観光の拡大に向け、取り組んでいるところです。

これに加え、飛騨市独自の観光連携策として、ガッタンゴーを中心とした廃線施設の利活用を推進する「日本ロストライン協議会」、ロケを通じた観光振興に取り組む「ぎふロケツーリズム協議会」、「クアオルト健康ウオーキング」に取り組む岐阜市、関市との連携などを立ち上げ、新たな展開を図っております。

さらに、「飛騨の糸引き工女」の歴史・文化を踏まえた長野県岡谷市との連携事業の立ち上げや地元観光事業者と連携した広域観光タクシー事業の立ち上げも模索中です。これらの取り組みは、コロナが落ち着き人の往来が再開する中で、大きく伸ばしていくことができると考えており、広域連携観光キャンペーンの展開などを含め、ポストコロナに向けた準備を着実に進めてまいります。

続きまして、6点目のまちなか観光と飛騨古川まつり会館の運営についてお答えいたします。まず、キャッチコピーにつきましては、人の価値観も多様化する中、さまざまな世代イメージも踏まえた検討が必要だと考えております。今後、各種プロモーションを展開する中で、メディア、観光関係者の意見も参考にしながら検討してまいります。

また、飛騨古川まつり会館につきましては、コロナ感染拡大の影響もあり、入館者数は減少しておりますが、リニューアル後の展示については、お客様をはじめ、旅行者、メディアの皆様から高い評価をいただいております。

今後の入館者拡大に向けては、定期的な館内イベントの企画、旅行事業者や街歩きガイドとの連携した新たな周遊プランの造成、さらには物販コーナーの充実など、運営主体である飛騨市観光協会と連携し、お客様のニーズを踏まえた運営に努めているところです。また、入館料につきましても、運営主体である飛騨市観光協会の判断により、各種イベント企画と合わせた割引制度などが検討されております。秋以降、コロナワクチン接種者の増加に伴い、旅行者のマインドも徐々に回復されると予想される中、観光リスタートに向け、まつり会館を拠点とした、魅力ある街歩きが定番化するよう取り組んでまいります。

〔商工観光部長 畑上あづさ 着席〕

○10番（野村勝憲）

2点目の山之村のペットと歩くウオーキングコースについて、前向きな答弁をいただいております。前にも申し上げたと思いますけども、山之村ではですね、ペットの受け入れ態勢はできているわけですね。現在もパンフレットで犬と歩くというようにも表現されておりますので、そうしますとですね、犬が歩くそうですね、その匂いが鳥獣対策ともなり、話題性もあり、私はぜひ実現してもらいたいと思います。そこですね、やっぱり山之村牧場というのは先ほどちょっと局長からもお話ありましたように見渡しが非常によいエリアがあるわけですね。問題は犬がですね、やっぱり走り回るドッグラン、そういうエリアを設定しなきゃいかんと思いますが、そのへんは検討されているのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

先日、先ほどもお話しました5月のウオーキングコースの現地視察の際に牧場関係者の方々からも大変以前から関心を持っているというお話を伺ったというふうに報告を

受けております。この後は、これについては指定管理施設の担当課とご協議を進めていただけたらと思っております。

○10番（野村勝憲）

ぜひですね、教育長は、教育関係にいらっしゃったので。ところで山之村の小中学校には勤務されたことはあるのですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

ございません。

○10番（野村勝憲）

現在ですね、生徒数は、15名と聞いています。そういうことで、私は学校存続のためにもですね、何かもっと光を当てですね、できるだけ移住者やあるいは居住者がですね、ふえることを願ってですね、やはり日本の里100選にふさわしい持続可能なふるさと山之村にすべきと考えます。

そこですね、5点目のですね、ポストの観光連携についてなんですけども、先ほど松本・高山Big Bridge構想をお話しました。まあ金沢からですね、南砺市、白川郷を経て高山、松本に続く、いわゆる三ツ星街道のL字型なんですよ。L字型。これがですね、私はこれから注目されてくると思います。

そうしますとですね、飛騨市がそこで取り残されないかちょっと心配なんですね。それに対してどのような観光対策を、先ほどいろいろ聞きました。しかし、その三ツ星街道の中に盛り込むのか、あるいは別の路線を考えているのか。具体的なことをちょっと教えてください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

ポストコロナに向けて一つのルートではなく、多方面との連携を視野に入れて、現在いろんな旅行者などに働きかけなどを行っております。そうしたことを継続しながらポストコロナに向けて集客に努めてまいりたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

5点目のですね、要するに私、5点目で祭りをテーマに犬山市あるいは高岡市、南砺市との観光連携を提案しましたが、実際、私3市のですね、まつり会館見てきたんです。体験してきました。例えば、入館料ですけども、例えば犬山ですと、国宝犬山城は、550円でした。その他に城とまちからくりミュージアムとどんでん館を4つあわせて共通券が760円なんですね。それから南砺市の城端曳山会館は、520円です。高岡市の高岡御車山会館は450円で、私は65歳以上なので360円で入りました。そういうことで、そういうところで比較すると、古川まつり会館は、現在700円ですよ。

それと匠文化会館との共通券はあわせて800円ということで、犬山市と比べると非常に高いということですね。ですからこれからですね、やはり世間並みという話をしておりますけれども、例えばですね、まつり会館とそれから匠文化会館をあわせて600円か650円、観光協会と打ち合わせしなきゃいかんと思いますけれども、そのようなことを念頭にして交渉というかいろいろ検討されたらいかがでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

入館料の値下げについては、入館者増化策の一つではあると思っております。ただ、古川まつり会館につきましては、リニューアルオープン以来、コロナ禍にありまして、まだその通常の何も影響を受けない時期ということを経験していないまま営業が続いております。したがって、当分の間は、先ほどの答弁で申し上げたような館内展示のリニューアルとか工夫、改善などを図りながら企画と連動した料金割引なども柔軟に行う中で、それがお客様にどのように受け入れられ、入館者数にどのように反映していくのかということを検証しながら検討してまいりたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

まつり会館の映像の件なんですね、最近もですね、あるところの祭に携わっている人をちょっと案内したりいろいろちょっと聞いているんですけども、映像の件です。現在4Kになっています。やっぱり迫力あるですね、3D。あの思いが強い人もいらっしゃるんですね。やっぱり3Dのときの迫力とストーリー性ができているということで、例えばですね、月ごとに変えて、4Kと3Dで交代に見られるようなことはテクニック上でできないんでしょうかね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

□商工観光部長（畑上あづさ）

今ご提案ありましたことにつきましては、ちょっと技術的のところ私、知見を持ち合わせておりませんので、ご意見として承りたいと思います。

○10番（野村勝憲）

ぜひですね、観光客の減少の中、コロナ対策もしっかりとやっていただいて、やはりまず100万人が復活するようにですね、一日も早くですね、それを願って3点目のですね、質問に入ります。

都竹市長の3月議会での答弁と味処古川の政治団体使用についてです。飛騨市の新型コロナウイルス感染者は半年間で19人。そのうち亡くなられた方が2人。感染者9人に対して1人の死亡率で岐阜県下最悪の数字ですが、都竹市長はこの事態をどう思われますか。

私の3月議会での一般質問を議会だよりやテレビやYouTubeなどを見られた

人たちからの多くの意見や、最近議会だよりを読まれたご夫婦から市長の行動と答弁に市民は納得していないとの声をいただき質問します。

私は3月議会で、市長は3密を避け、不要不急の行動はやめましょうの言葉とは矛盾した、岐阜県知事選での市長の行動を取り上げ、3つ目に東濃への市長の「越境行為」の中で、選挙の告示前と後、あわせて公務を休んだのは、何日で、選挙で使った時間はのべ何時間の問いに市長は公務を休んだのは、11月末から投開票日まで2回で、12月4日は休んでいないと答弁されています。そこで私は、12月議会開会中ですが、休んで選挙運動を市長のブログで発表しています。このブログは、皆さん、こういうかたちで、市長が発信されているわけです。これをね。私はですね、まず、ブログを見て確認してくださいと述べ、時間がないので、次の質問に入りました。当然、市長は3月議会開催中にその確認をして市民に真実を述べるべき事案だったと思います。当時の葛谷議長はそれを無視してしまいました。ここで改めて市民の皆さんに、12月4日、金曜日ですけれども市長は公務を休んで何をしていたのか。また、このコロナ禍、自分の行動にどのような気持ちをもっておられるのか示してください。

2つ目、同じ3月議会で11月30日、午後7時から午後8時まで自民党古川支部の会合について「自民党古川支部と布俣後援会、都竹後援会の合同会合でした」と述べています。それに対して市民からは味処古川で政治団体が会合することは公の施設における差別扱いの声が出ています。飛騨古川味処施設の設置目的は飛騨市観光条例第2条「地域資源を活用した都市住民との交流を通じ、地域の活性化と産業の振興を図るため施設を設置する」である。その利用料は無料であり、休館日は不定休、開館時間は午前9時から午後5時となっている。よって、通常使用を想定した時間外に、政治団体の会合という目的外使用にて、自民党及び布俣県議及び都竹市長の後援会への利益供与と便宜供与に当たり公の施設の目的外使用で私物化の疑いをもたれませんか。以上です。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

それでは順次ご答弁申し上げます。まず、新型コロナの感染者の件でございますが、飛騨市の新型コロナ感染者数の見方でございます。現在、感染者の総数は19名、うち2名の方が亡くなられておられます。大変残念なことではございますが、改めてご冥福をお祈り申し上げたいと思います。感染者の感染ルートについては、個々に公表はされていませんけれども、亡くなられた方は、いずれも病院に通院・入院されていたというふうに伺っておりまして、疾患がある方が重篤化することが示されたものと捉えております。また、新型コロナという感染症は甘く見てはいけないことを改めて感じるとともに、感染対策の徹底、ワクチン希望者への接種の加速化にしっかりと取り組みたいと考えているところでございます。

2点目でございます。昨年、12月4日の私の行動についてのお尋ねでございます。

私のF a c e b o o kでの投稿を踏まえまして、公務を休んで市外に外出したかというお話でございます。

まず、これは、3月議会で申し上げたのですが、私は特別職ですから地方公務員法の適用がございません。したがって、勤務時間の規定も、休暇の規定もありません。そもそも「公務を休む」という概念がありません。ですので、3月議会では、そのことを申し上げた上で、「市役所の開庁日である平日を対象にということで申し上げれば」と前置きして、「11月以降投票日までの間、選挙関連で市外に出かけた」日付等について答弁をしたということでございます。これは、答弁録でご確認いただきたいと思いません。

当然ながら、市役所の開庁日という前提に立つわけですから、祝日を除く、月曜日から金曜日の8時半から17時15分の間を申し上げたことは言うまでもございません。

また選挙関連と申し上げておりますから、選挙期間以外の政治活動に関する事柄は含まない前提で答弁しております。知事選は投票日を含めると、1月7日から24日まででありましたから、その間のことをお答えしたということでございます。

このような前提を置きましたのは、3月議会の際に、議員からは発言通告においても、実際の質問においても、何をもちて公務を休むということかということ、何をもちて選挙に使った時間ということをお示しにならなかったからです。

そのうえで、12月4日、金曜日について申し上げれば、これはF a c e b o o kの投稿に記載しておりますように、終日、江崎禎英さんとともに、市内の企業や団体などを回ったあと、夜は古川町内の吉城建設業協会で江崎さんの時局講演会に出席し、終了後、翌日5日、土曜日の下呂市でのあいさつ回りや時局講演会に備え、これは、布俣県議の自家用車でございますが、江崎さんと3人で下呂市へ移動したということです。私のスマートフォンの移動記録をとれるようになっておりますと、確認いたしますと、21時少し前に飛騨市を出て、下呂到着は22時半を過ぎており、ほぼ寝るだけです。先ほども申し上げたように、そもそも選挙運動ではなく、政治活動ですから、お尋ねには該当しませんし、仮に政治活動を含むといたしましても、市役所の開庁時間を基準にしておりますから、一般的に就寝される方もあるような時間に下呂市へ移動したことをもちて、公務を休んだと言えるものでは到底ないということでございます。したがって、3月議会の答弁では言及しなかったということでございますし、虚偽でもなんでもございません。

なお、コロナ禍での私自身の行動についての気持ちはというお話でございますが、11月～12月にかけては、第3波の感染者増加が見られ始めている時期で、出張等も行われていました。

また、1月は告示後の8日から緊急事態宣言下にあったわけですが、政府からも選挙は不要不急にはあたらない旨が明示されておまして、当然、感染対策に万全を期しての行動でした。実際にクラスターや関係者の感染も全く起こらなかったことを踏まえま

すと、正しい感染対策を取ったうえで行動できたのではないかと考えております。

3点目です。味処古川の政治団体利用についてのお尋ねでございます。味処古川は、お触れになりましたように、飛騨市観光施設条例が設置根拠となっております。ただし、同条例の第1条で、地方自治法第244条の「公の施設」であることが明記されております。

公の施設というのは、この地方自治法第244条ですが、地方自治法は第244条第2項で、「普通地方公共団体は、正当な理由がない限り、住民が公の施設を利用することを拒んではならない」と定めております。この普通公共団体には指定管理者を含むことを明記しております。

また、この「正当な理由がない限り」の、「正当な理由」であります。最高裁の平成7年3月7日判決あるいは平成27年3月27日判決というのがございます。ここでは、憲法21条が定める集会の自由を保障する観点から、公共施設の管理者がその利用を拒否しうる正当な理由として、1つ目は、当該公共施設の規模、構造、設備等からみて利用を不相当とする事由のある場合、例えば小さい建物で大きな行事を無理にやろうとするとかそういうケースですね。2つ目は利用の希望が競合する場合、予約が先にとられている場合です。3つ目は施設をその集会のために利用させることによって、他の基本的人権が侵害され、公共の福祉が損なわれる危険がある場合に限られると判示しています。これは集会の自由の保障を優先に、利用を拒否できる要件をかなり厳格に示したという判決でございます。

さらに、地方自治法第244条第3項では、「普通地方公共団体は、住民が公の施設を利用することについて、不当な差別的取扱いをしてはならない」としております。ここでの「差別的取扱い」とは、信条、性別、社会的身分、年齢等により、合理的な理由なく利用を制限することをいうと解されておりまして、憲法14条に定める差別の禁止を反映したものと解されています。この中の、「信条」には政治上の信条が含まれますから政治団体だからという理由で利用を制限することは、地方自治法が禁じる差別的な扱いとなり、これはできないということでもあります。

ちなみに、利用時間に関しましては、味処古川は、古川祭やきつね火まつり、さまざまなイベントなどで夜にわたる利用もあることも踏まえ、以前より、市民から要望があった際には、開館時間も指定管理者が自由に延長できるようにしてあります。

したがって、11月30日の自民党古川支部などの会合が利用を拒否できる要件に該当しないことは明らかであると同時に、味処古川に限らず、他の公の施設に関しても、政治団体の利用を制限することはできないものでございます。

唯一注意すべきは、飛騨市公民館条例に定める公民館でございまして、具体的には、古川町公民館、神岡町公民館、河合町公民館、宮川町公民館の4公民館と、千代の松原、釜崎、東の3分館の計7施設でございます。これらについては、社会教育法第23条で特定の政党や候補者に限って有利又は不利な条件で利用させることを制限してござい

す。

ただし、これも、平成30年12月に文部科学省から通知が出ておりまして、この規定は公民館の政治的中立性の確保のために設けられているものであり、公民館を政党や政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないとの解釈の徹底が図られております。さらに、これは飛騨市の場合、申し上げた7施設に限定されるものでありまして、各地域の集会施設は、公民館と呼ばれることがあります。こうした制限には全く該当しないということをお願いしておきたいと思っております。

なお、議員からは議会だよりを資料として使われましたので、この際、一つ申し上げておきたいと思っております。今回、発言通告で議会だよりのこの3月議会の野村議員の一般質問部分の記載がありまして、その内容を確認してみても大変驚きました。私は通常議会だよりの質疑の部分はあまり読みません。ここで話を聞いておりますから、あえて読む必要がないからです。ところがその内容を見ると、私が発言していないことが書かれていたり、ニュアンスを意図的に変えたと思われる記載がございます。

例えば、ここにお手元に資料があると思っております。ここには議員のご質問の部分が太いゴシックで書いてあります。これが質問の部分ということになっています。ここに「市長は江崎候補応援に岐阜まで公用車を使い、公務を3日休み、高山・下呂・多治見へ」云々と書かれています。

しかし、3月議会の答弁を議事録で確認しますと、質問の中でそのような言い方をまず議員はされていない。そして私も答弁の中では、「告示日には県庁での新年あいさつまわりの予定を入れていたので、その前に出陣式に立ち寄らせていただいた」とは言っていますが、公用車で応援に行ったとは言っておりません。

また、極め付きはその次でありまして、「12月4日は執務と答弁」とこのように明記されております。これも念のため議事録で再確認しましたが、議員の問いの中にもこのようなことはございません。私の答弁にもそうしたことは一切申し上げておりません。つまり、先ほど申し上げた事実とも異なります。事実無根の、これこそまさしく虚偽の記述でございます。

さらに、布俣県議との打ち合わせについて、「市長室でずっと前から2人でのんびりコーヒータイムは恒例」と私が答弁したと書かれております。議事録にある私の答弁は、「ずっと長い間、頻繁に朝、市長室で面談して、コーヒーを飲みながら、リラックスした雰囲気の中で、さまざまなお話をしております。」このように申し上げております。「のんびりコーヒータイム」などという一切言葉は使っていません。明らかにニュアンスが変えてあります。

私は、議会だよりはどなたが、どのように原稿を書かれているのか存じ上げませんが、答弁で申し上げていない虚偽の内容を記載したり、誤解を招く表現や文言を使ったり、私の名誉を損なうようなイメージを生じさせる記述をされることは極めて遺憾であり、訂正されるべきものと考えております。

また、こうしたものを過度に強調して流布されれば、場合によっては、偽計業務妨害あるいは信用毀損にすらなりうると考えております。

また、議会だよりは、飛騨市議会の責任において発行されているものであり、今後は、議事録を点検いただいたうえで、その記載の範囲内で記述されるなど、議会内でしっかりとチェックされるよう、強く要望させていただきます。以上です。

○10番（野村勝憲）

議会だよりというのは文字数が限られているわけですよ。「リラックスして」といったら文字が多くなる。そのへんのことを「のんびり」という表現にした。

それよりもですね、味処古川での午後7時から午後8時までの自民党古川支部の会合の件ですが、これは、1時間だけという会合だったと思いますけれども、恐らく食事は出なかったと思いますが、会合のみの理解でよろしいですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私は途中で退席したとたしか記憶しております。ですけども食事はなかったというふうに記憶しています。

○10番（野村勝憲）

味処古川の開館時間は午前9時から午後5時ですが、11月30日は時間外の利用でした。ここは、3つの古川支部と布俣県議の後援会と都竹後援会でですね、合同で会合されたということですけども利用料金は支払われたのでしょうか。もし、支払われたとしたらですね、いくらだったのでしょうか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

すみません、私は存じ上げておりません。

○10番（野村勝憲）

都竹市長の後援会も入っているわけでしょ。要するに昨年の収支報告というのは選管に届けなきゃいけないと思いますわ。政治団体である以上はね。いくらだったと。それは記録にないのですか。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

合同の開催でしたが費用負担は求められておりません。私の後援会からはこれに関する支出はございません。

○10番（野村勝憲）

ということが、無料ということで解釈してよろしいですね。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

どういうふうにしたか、私は存じ上げておりません。自民党の古川支部、あるいは、布俣後援会、いずれかで払ったかも知れませんが、そこについては存じ上げておりません。

○10番（野村勝憲）

要は、無料か有料だったかということが大きなポイントになります。ですから、私はそこを解明したかったわけですね。もう時間もありません。そのへんについてはですね、きちっとですね、無料だったか有料だったか。この議会で説明してください。

◎議長（澤史朗）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

そもそもですね、一般質問は、市の一般事務に関する質問です。それはその取り扱いが議会でご判断いただきたいと思えます。

○10番（野村勝憲）

あなたは市長として出ているわけですよ。11月30日の会合に。「自民党員でもありません」と3月議会で話していますわ。自民党古川支部の臨時役員会で市長としてでられたでしょ。そのへんはどうなんですか。

△市長（都竹淳也）

当然、市長として出席していますが、この議会での議事の扱いは会議規則なり議会の判断でご判断されるものですからそれに従いたいと思えます。

○10番（野村勝憲）

堂々めぐりです。私は、あなたは市を代表する市長です。それについて疑問を抱いている。市民が抱えているわけですよ。実は、市民の方からですね、こうやって、こんなこと、初めてです。私のところへ先週の火曜日ですね、非常にですね、これ、3月議会の要するに私は一般質問を写真撮って、私に届けられました。「もっと追求してください」という声がありました。もう時間でありますからこれを披露して終わります。

△市長（都竹淳也）

先ほど申し上げましたが、その議会だよりの記述には非常に誤った、事実と違う内容が含まれております。これの扱いについては、いま一度申し上げますが、議会ですっかりとチェックして、その対応をお決めいただきたいということを強く要望させていただきます。

◆散会

◎議長（澤史朗）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。明日の会議は、午前10時からといたします。本日はこれにて散会といたします。お疲れさまでした。

（ 散会 午後4時30分 ）

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

澤史朗

飛騨市議会議員（8番）

徳島純次

飛騨市議会議員（9番）

前川文博